

第 2 回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号（9月6日）	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	8
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
町長の説明.....	9
認定第1号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	17
請願・陳情について.....	22
散会の宣告.....	23
第 2 号（9月7日）	
議事日程.....	25
本日の会議に付した事件.....	25
出席議員.....	25
欠席議員.....	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	25
事務局職員出席者.....	26
開議の宣告.....	27

議事日程の報告.....	2 7
報告第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 2
議案第 6 号、議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 8
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 1
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 2
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、採決.....	4 3
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 5
諮問第 1 号の上程、説明、討論、採決.....	5 0
休会について.....	5 1
散会の宣告.....	5 1

第 3 号 (9 月 1 8 日)

議事日程.....	5 3
本日の会議に付した事件.....	5 3
出席議員.....	5 3
欠席議員.....	5 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5 3
事務局職員出席者.....	5 4
開議の宣告.....	5 5
一般質問.....	5 5
円 谷 寛 君.....	5 5
根 本 重 郎 君.....	6 8
議事日程の報告.....	7 9
決算審査特別委員長報告 (認定第 1 号について) 及び報告に対する質疑、討論、 採決.....	8 0
常任委員長報告 (請願・陳情について) 及び報告に対する質疑、討論、採決.....	8 2
常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について.....	8 3
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	8 4
議事日程の追加.....	8 4
意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 4
意見書案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 6

閉議の宣告.....	8 7
町長あいさつ.....	8 7
閉会の宣告.....	8 8
署名議員.....	8 9

鏡石町告示第31号

第2回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年8月31日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成19年9月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

不応招議員（なし）

平成19年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成19年9月6日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田 勝君
健康福祉課長	今泉 保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局局長	面川 廣見君
都市建設課長 参事兼課長	椎野 優偉君	上下水道課長	小林 政次君
教育長	佐藤 節雄君	教育課長	遠藤 栄作君
会計管理者 兼出納室長	八巻 司君	教育委員会 委員長	稲田 耕筈君

選挙管理
委員会委員長
監査委員

曾根 巧 君
中西 勉 君

農業委員会
会長

會田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議会事務局
局長

面川 武

主任 主 査

大河原 久美子

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（仲沼義春君） ただいまから第2回鏡石町議会定例会を開会します。

開議の宣告

議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） おはようございます。

第2回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（仲沼義春君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告についてはお手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 皆様おはようございます。

平成19年5月、6月、7月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、平成19年5月分の例月出納検査報告について。

1、検査の対象、平成19年5月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外
8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年6月25日月曜日、午前9時55分から午前11時45分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長外3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証

書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により、計数審査を行い、平成19年5月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成19年6月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年6月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年7月25日水曜日、午前9時55分から午前11時45分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により、計数審査を行い、平成19年6月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

引き続き、平成19年7月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年7月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年8月24日金曜日、午前10時から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長外4名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により、計数審査を行い、平成19年7月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（仲沼義春君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君） おはようございます。

平成19年6月公立岩瀬病院組合定例会の報告を申し上げます。

平成19年6月27日、午前10時、会議を開きました。

議事日程第1号、第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第4号 公立岩瀬病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。内容については、勤務体系がばらばらであります、休み時間を45分とするものであります。議案第4号は原案のとおり可決をしております。

以上で報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、深谷荘一君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

県中地域水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

去る8月10日金曜日、石川町生活環境施設組合2階会議室におきまして、午前10時より平成19年第2回目の会議を開きました。

日程第1、議席の指定を行い、新議員2市2町3村、14名による1番、郡山の太田議員より、14番、浅川町の藤田議員までと指定しました。

日程第2、会議録署名議員の指名で、9番、関根、10番、宗形議員の指名を行い、日程第3、会期決定を1日限りとし、日程第4、副議長の選挙を行いました。議長指名により須賀川市議会議員の広瀬吉彦氏が副議長に当選され、あいさつを受けました。

日程第5、諸般の報告で、10時より行いました石川町議会議員の中村弘議長による全員協議会の中で、19年6月22日付で県中地域水道用水供給企業団議会議長中村弘様宛に要望書が提出されており、時間をかけて説明がありましたので、この説明につきまして要約して説明させていただきます。

中田、北山2行政区長を初め、委員長3名、代表者2名、石川町議員3名、計10名によりますものであります。

事業継続困難とする発表は、水没関係住民を無視し、各種の配慮を全く示さず、強い怒りを感じるものであります。このことから、企業団に誠意をもって、1に謝罪、2に十分な補償、3に管理地域の振興策を切に要望するというものであります。

諸般の報告は以上として、次に日程第6、報告第3号 平成18年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計継続費繰越の報告についてであります、配付資料のとおりであります。

日程第7、議案の上程及び提案理由の説明については、加納企業長により議案第4号の説明を受け、日程第8、議案第4号 平成18年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事

業会計決算認定については、配付資料のとおり2名の監査委員の決算審査意見書をつけて認定されたものであります。

以上で、県中地域水道用水供給企業団議会定例会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、行政視察調査の報告を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） おはようございます。

〔以下、「行政視察調査報告書」により報告する。〕

議長（仲沼義春君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） それでは、私の方から議会運営委員会の事務調査の報告をさせていただきます。

〔以下、「議会運営委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（仲沼義春君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

第2回町議会定例会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

ことしの夏は梅雨明けが例年よりややおくれはしたものの、8月に入り全国的に猛暑日が続く、記録的な夏となりましたが、9月に入り朝夕は涼しさも感じられるきょう、第2回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。次第であります。

今定例会につきましては、報告1件、認定1件、議案2件、補正予算6件、諮問1件の合わせまして11件を提案するものであります。

なにとぞよろしくご審議をいただきまして、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番、柳沼俊行君、8番、今泉文克君、10番、木原秀男君を指名いたします。

会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの14日間としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

町長の説明

議長（仲沼義春君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第2回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

残暑が続いておりますが、ことしの夏は梅雨明けと同時に暑い日が続き、8月16日には埼玉県熊谷市において観測史上最高気温となる40.9度を記録し、74年ぶりに記録を更新するなど猛暑が日本列島を襲い、記録づくめの夏という印象が強く残りました。

東北農政局福島農政事務所が8月30日に発表した県内の2007年産水稲の作柄概況によると、田植え後の5月から7月にかけて低温や日照不足で初期成育におくれはあったものの、8月の高温多照で生育が回復したことで、作柄の県平均は「平年並み」となると発表しました。

地域別では、中通り、浜通りが「平年並み」、会津は「やや不良」と見ておりますが、8

月の猛暑による高温障害の影響を懸念し、「今後の生育は登熟の推移を見守る必要がある」とつけ加えられており、これから台風時期を迎え農作物への影響も心配されますが、大きな崩れもなく秋の収穫が迎えられるよう願っているところであります。

さて、内閣府は、8月7日の月例経済報告において、我が国経済について、「景気は生産の一部に弱さが見られるものの回復している」との基調判断を示しました。その背景には、企業収益は改善し、設備投資は増加しているとし、雇用情勢も厳しさが残るものの、着実に改善しており、個人消費にも持ち直しの動きが見られ、さらに輸出は緩やかに増加し、生産は横ばいとなっていることを要因と見ています。

また、経済の先行きについては、企業部門の好調さが持続しており、これが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれる中、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があると報告されました。

一方、政府は6月19日の経済財政諮問会議において、経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～をとりまとめ、同日に閣議決定しました。

具体的には、人口減少の中で成長を持続する経済構造を構築するため、成長力加速プログラムを中核として、成長力強化策を実行し、我が国の労働生産性の伸び率を5年間で5割増にすることを目指しています。

また、21世紀型行財政システムの構築に向けて、歳出歳入一体改革の確実な実施、公務員制度改革、地方分権改革、独立行政法人改革などに取り組み、さらに持続的で安心できる社会の実現のために、環境立国戦略、教育再生、少子化対策の推進・再チャレンジ支援などに取り組むとしておりますが、市町村合併を初めとする国の構造改革政策について、ぜひこの機会に検証を行い、全国の自治体の現実を的確にとらえた実効性のある政策の実現を望むものであります。

去る7月5日に閉会した第166通常国会は、改正国家公務員法や社会保険庁改革関連法を初め、昨年末に約60年ぶりに改正された教育基本法に続き、教育現場に直接的な影響のある学校教育法、地方教育行政法、教員免許法の教育関連3法の改正を行い、教育再生につなげたいとしており、今後その具体的な施策について関心をもって当たりたいと思います。

通常国会の閉幕後の7月29日に投票が行われた第21回参議院議員通常選挙では、政府与党が議席を大幅に減らし、参議院では与野党が逆転するという結果となりました。新聞報道などでは、年金記録不備問題や閣僚の失言、「政治とカネ」の問題などによる政権不信を主な理由として挙げており、今後の政府与党の政権の立て直しが注目されると報道されたところでもあります。

8月27日に発足した安倍改造内閣には、この選挙結果を真摯に受けとめ、これまでの政策についての総括を行い、都市と地方の格差是正と地方を大切にされた活力あふれる地域づくり

のための政治が行われるよう強く望んでおります。

参議院選挙期間中の7月16日午前には、新潟県上中越沖を震源とする震度6強の強い地震が発生し、柏崎市、刈羽村など広い範囲で死傷者や住宅等の倒壊、停電、断水、交通網の寸断など甚大な被害を出し、関係機関の懸命の救助や復旧活動が行われたところでもあります。今もなお避難所や仮設住宅で生活されている被災地の住民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

本町においても、被災地の支援として早速日本赤十字社鏡石分区が被災者支援のための募金活動を行ったところであり、隣県に住む者として、たび重なる被災に対し慰めの言葉も見つかりませんが、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

先月末、福島県内においては、日光国立公園の一部となっていた尾瀬地域が単独化し、8月30日に尾瀬国立公園誕生という喜ばしいニュースがありました。この尾瀬国立公園には、これまでの尾瀬地域に加え会津駒ケ岳、田代山、帝釈山の3地域が加わり、自然保護の強化や知名度アップなどの効果が期待され、福島県民の宝として、さらに尾瀬の魅力を全国に発信し、多くのハイカーが訪れることを期待したいと思います。

一方、町においては、ことしも中学生の活躍が町の明るい話題となりました。中でも、陸上競技1,500メートルに出場した鏡石中3年の遠藤菜央さんと1年の針生結さんの2人の選手が、中学校体育大会の県大会で優秀な成績をおさめ、8月9日、10日にいわき市陸上競技場で開催された東北大会に出場し、2人とも予選を突破し、遠藤さんが見事7位入賞を果たしました。

選手の皆さんのふだんの努力と指導に当たられた先生方や関係者、そして見守ってこられたご家族の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、今年度の主な主要事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、先月10日、町民待望の東北自動車道鏡石パーキングエリアへのスマートインターチェンジの社会実験が9月14日に開始決定というまことに喜ばしいニュースがありました。

鏡石町へのインターチェンジ設置は、平成4年度に策定された第3次総合計画からの長年の町民の夢であり、地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化、救急医療の高度化など、我が町の新しい町づくりに大きな夢と限りない地域発展につながるものと確信しているところであります。

これまで設置要望活動にご尽力を賜りました国・県及び関係機関を初め、国会議員、県議会議員、町議会議員、鏡石スマートIC社会実験協議会の皆様には改めて心から感謝を申し上げます。

協議会においては、これまでPR活動、誘導看板の設置、アクセス道路の整備などの促進を図ってまいりましたが、今後は本格的供用開始に向けた事業の促進を図るため、先般、計

画道路の測量調査のため、地元地権者へ説明会を開催したところであり、関係者の皆様にはさらなるご理解とご協力をお願いするものであります。

地方道路整備交付金事業の高久田一貫線の道路改良は、全線開通に向け残工区分について今年度末には完了させるよう須賀川市と協議を重ねているところであります。また、高久田一貫線の補完道路と位置づけられている鏡田499号線につきましても、関係地権者の協力を得て引き続き整備促進を図っているところであります。

また、笠石南町地区の久来石行方蓮池西線は、6月末に測量調査設計業務を発注したところであり、今後は関係地権者のご協力をいただきながら、工事着工に向け促進してまいります。

今年度の新規事業である笠石鏡田線の歩道整備事業につきましても、6月に測量設計業務を発注したところであり、歩行者の安全性と利便性を図るため、工事の早期着工に向け努力してまいります。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業としてことし7月から用地買収に一部着手しており、現在は買収単価の設定などの準備を進めているところと聞いておりますので、町といたしましても工事の早期着工に向け、引き続き事業の促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、事業計画見直しの中で、今年度は仮換地設計、事業計画の変更、そして都市計画変更等の業務を発注したところであり、関係機関等と協議を重ね、工事の早期着工に向けて準備をしているところであります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、岡の内、五斗蒔地内2件の管渠築造工事、並びにマンホールポンプ設置工事を8月に発注し、現在工事を進めているところであります。今後も計画されている工事につきましても、早期に発注できるよう努めてまいりたいと思います。

上水道事業については、中央監視盤更新事業が8月に設計業務が完了いたしましたので、今月中旬に工事を発注する予定であります。また、平成11年度から実施しております石綿セメント管更新事業につきましても、中央地内の測量設計業務委託が完了し、今月中旬に工事が発注できるよう努めてまいります。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、生活習慣病の予防、介護予防、がんの早期発見などを目的に、今月25日から地域ごとに14日間にわたって総合健康診査を実施することとしております。

高齢者福祉事業につきましては、寝たきりや認知症のある要介護高齢者が増加していることから、介護予防と生活支援のための元気アップ教室とすこやか筋力アップ教室を展開するとともに、老人クラブや社会教育団体との連携による各種健康教室を開催しております。ま

た、今月15日から21日までは老人週間となっておりますが、15日には鳥見山体育館において、75歳以上の1,286人の皆さんをお迎えして敬老会を開催し、高齢者の方々の長寿をお祝いすることとなっております。

児童福祉関係事業につきましては、認定子ども園整備支援事業として、学校法人栄光学園が来年4月の開所に向けて、鏡石栄光保育園の建設を8月に着工したところであります。計画では、ゼロ歳児から2歳児までの定員が60人で、月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時過ぎまで預かり保育を実施することになっております。今後、入所募集や細部運営について協議しながら、町との連携を含め対応してまいりたいと考えております。

循環型社会の構築と美しい町づくりとして取り組んでいるごみ減量化と資源化への啓発活動や収集活動、町内一斉清掃や不法投棄防止パトロールなどについては、これまで3回の町内一斉清掃や衛生活動を区長、保健委員会の皆さんを中心に多くの町民の皆様のご参加をいただきながら実施し、美しい町づくりの推進にご協力をいただいたところであり、改めて感謝申し上げます。

活力づくりとしての産業の振興では、冒頭に申し上げましたとおり心配された7月の低温や日照不足は梅雨明けからの天候により、現在のところほぼ季節どおりの夏が過ぎようとしており、大きな被害もなく経過しておりますので、今後の気象状況に注意しながらその生育を見守り、実りの秋を迎えられるよう願うものであります。

本年度の野菜振興策として進めておりますキュウリの防虫ネット設置補助と、ホモブシス根腐れ病対策の薬剤助成につきましては、防虫ネットに2棟、642平米、薬剤助成に6件、89アールの申請となりましたが、薬剤助成についてはさらに追加助成に取り組むこととしており、効果的に有効活用していただきたいと考えております。

成田ほ場整備事業につきましては、今年度は一部の農道舗装工事を初め、高野池と新池の改修工事や鈴の川にかかる2橋梁の敷設工事と、一部河川の築堤工事等が実施されることとなり、先月末に県から正式な工事発注となりましたので、19年度の工事がスムーズに推進されることを望むものであります。

6月に補正予算として計上いたしました農地水環境保全向上対策事業につきましては、国・県・町から事業費交付により、農地や農業用施設等の保全管理を目的として、農業者と地域住民が共同で取り組むためのものであります。鏡石町においては7月25日に鏡田環境保全会が設立いたしましたので、鏡田集落営農組合を中心として109ヘクタールの農地を対象に、今後5年間にわたり種々の活動が展開されることとなり、農地を核とした地域振興施策の一端を担うものとして効果が期待されているところであります。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、義務教育振興事業として特色ある幼稚園、学校づくりを進めるために、幼稚園、学校の教育課程にあわせて外部から専門の

講師を招き学習しているところであります。

また、国際理解のための教育推進事業では、小・中学校に英語指導外国人教師を招聘しておりますが、外国人教師がそれぞれ2年目を迎えたことから、さらなる事業の充実に向けて取り組んでいるところであります。

こととして12回となります海外文化学習事業は、中学2年生18名により7月24日から8月3日までの11日間、カナダ研修を無事終了し、先月23日に帰国報告会と解団式を行ったところであります。

幼児教育における子育て支援事業につきましては、平成14年度から鏡石幼稚園での預かり保育を実施しており、この間預かり時間の延長や土曜日、夏休み期間中の保育実施などにより充実を図ってまいりました。今後さらに、この預かり保育の環境整備として、専用預かり保育室を整備したいと考えており、今定例会に補正予算を提出いたしたところであります。

生涯学習の推進につきましては、社会教育、社会体育の振興を図るため、体育協会、生涯学習文化協会と連携し、これまでに県民スポーツ大会や初夏の文化祭、あやめ祭り文化芸能祭などの事業を実施したほか、各種講座の開催を初め、構成団体の自主事業の充実のため、グループ等の育成支援を行っております。

また、図書館事業では、ボランティアの読み聞かせ会、子供映画会、造形教室などのほか、小学校等への移動図書館を実施しておりますが、現在中学校への移動図書館を行うための準備を進めているところです。

公民館事業では、小学生を対象としたアドベンチャークラブや子供の居場所づくり事業として、放課後児童クラブと連携した事業についても計画的に進めております。

青少年健全育成事業については、7月から8月にかけてファミリーふれあいウォーキング、子供会対抗親善球技大会、少年の主張鏡石町大会を開催したところであり、これら行事の運営に当たっては、TPT活動の支援など関係機関の協力と連携により青少年の健全育成を推進しております。

町民総参加の町づくりと地域振興イベント事業として、町観光協会が主催した第5回あやめ祭りは、6月17日から24日までの7日間、鳥見山公園を会場に開催されましたが、期間中はあやめの開花時期と天候に恵まれ、町内外から延べ1万人を超える多くの来場者で賑わいを見せることができました。フローラの町づくりの一助となったものと考えております。

来月6日には鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会の主催により、これまで各団体で実施してきた秋のイベントであるオランダ祭りとYOSAKOI祭り、そして御輿パレードを同時開催することになりました。

新たな賑わいの創出と地域の活性化を目指し、イベントの一体実施は多くの相乗効果にも期待できるものと考えており、現在、実施に向けた諸準備を商工会とともに進めており、多

くの皆さんのイベントへの参加で祭りを盛り上げていただければと思います。

昭和37年8月1日に鏡石町となり、ことしで45年の節目を迎えることから、今月28日には町制施行45周年記念式典を、ことし完成したばかりの第一小学校体育館で開催するため、諸準備を進めているところであります。全町民とともに45周年を祝い、さらなる飛躍を誓いあう記念式典にしたいと考えております。

次に、平成18年度決算の概要について申し上げます。

我が国経済は、企業部門の好調さの持続による景気回復が続くと見込まれており、地域経済は企業の設備投資等により緩やかな改善は見られるものの、個人消費の低迷等により依然として低い水準で推移しております。

このような中、地方財政においては、三位一体の改革による地方交付税及び臨時財政対策債の減少が大きく影響し、地方税が増加したとはいえ、財源の確保、特に一般財源の確保が大きな課題となっております。

本町における一般財源は、歳入全体の68%を占め29億6,538万6,000円、前年度比1.7%増となり、実額では4,830万9,000円の増額となりました。その要因は地方税、特に法人町民税や各種交付金の増収によるものであります。

このような財政環境の中で、国・県の動向を見ながら、第2次行財政改革大綱（集中改革プラン）に基づき、経費全般について可能な限り節減合理化に努め、限られた財源の計画的配分と経費支出の効率的配分に徹し、各般の施策を展開してまいりました。

特に、第4次総合計画を基本とした「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の5つの柱を基軸として各種事業を行い、一般会計の決算額では歳入43億6,051万7,000円、前年度比4.2%増、歳出が42億6,032万6,000円、前年度比4.4%増となり、最終的には平成18年度の一般会計の決算において形式収支で1億19万1,000円、繰越財源を差し引いた実質収支では9,770万円の黒字決算となりました。

また、上水道会計を除く全会計の総決算では79億8,638万1,000円、前年度比2.1%増の歳入に対して77億7,370万4,000円、前年度比2.1%増の歳出となり、実質収支で2億936万1,000円、前年度比23.7%増の剰余金を生じ、次年度に繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道会計につきましては、給水人口が1万1,694人、使用メーター数では4,132件と前年度に比べ110件の増加、年間給水量は139万5,977トンで、前年度に比べ6万2,398トンの増加となり、1日平均給水量は3,825トンでした。年間給水量の増加の要因は、企業の施設拡張や集合住宅の建設によるものであります。

収支決算においては、水道事業収益で2億3,259万6,000円、水道事業費用では2億325万9,000円となり、2,933万7,000円の黒字決算となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

報告第12号につきましては、平成19年度上水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分について報告し、承認をお願いするものであり、境内内の水道管給水装置の所有権をめくり、損害賠償請求調停の提出がありましたので、本調停費用に係る補正予算の報告であります。

認定第1号の平成18年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計外各特別会計並びに上水道事業会計の10会計について決算認定をお願いするものであります。

これら決算につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書を付して、さらに当該年度における主要施策の成果並びに予算執行実績報告書を提出いたしました。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第5号の平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、主な歳出では総務費4,816万2,000円のうち、18年度繰越金4,380万円を財政調整基金積立金へ、民生費へ1,661万1,000円、農林水産業費へ900万9,000円、土木費へ560万円、教育費2,714万8,000円のうち幼稚園費へ2,471万4,000円、予備費へ656万1,000円などを補正するものであります。

以上により、一般会計の補正予算の総額は1億1,613万4,000円となり、その結果本年度予算の累計額は41億53万4,000円となります。

主な歳入の財源につきましては、国庫補助金として643万1,000円、県補助金257万2,000円、学校教育施設等整備事業債950万円、18年度予算確定による繰越金8,687万4,000円と特別会計からの繰入金1,881万7,000円を充当するものであります。

次に、特別会計補正予算のうち、国民健康保険特別会計（第2号）については3,638万4,000円を追加し、退職被保険者等給付費及び退職被保険者等高額療養費等に係る予算を計上、老人保健特別会計（第1号）については1,031万5,000円を追加し、国県負担金及び支払基金交付金の返還金、一般会計繰出金等に係る予算を計上、介護保険特別会計（第1号）については4,404万9,000円を追加し、前年度繰越金に係る介護給付費準備基金積み立て及び介護給付費国庫補助金等返還の予算を計上、育英資金貸付費特別会計（第1号）については3万円を追加し、前年度繰越金と基金繰入金等の予算を計上、上水道事業会計（第2号）については、成田ほ場整備事業に伴う関連の県道須賀川・矢吹線バイパス配水管橋梁添架工事等に係る予算を計上いたしました。

議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の佐藤トモ子氏の任期が今月末で満了となるため、新たに鏡石町久来石南488番地、菊地清氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第12号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきましては、町制施行45周年記念式典の席上、6名の方を表彰したく、鏡石町表彰条例第3条の規定により、議会の同意を

お願いするものであります。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の西間木清氏と角田恵美子氏が今年末に任期満了を迎えることから、角田恵美子氏を再任として推薦し、西間木氏の後任として、新たに鏡沼186番地の岡田輝夫氏を委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なにとぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

認定第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第4、認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔認定第1号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について、提案理由のご説明をいたします。

平成18年度の一般会計と国民健康保険特別会計など9特別会計、それに上水道事業会計を合わせた11会計の決算が整いましたことから、ここに監査委員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

各会計決算の概要につきましては、別冊決算書の1、2ページの総括表によって説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、設置が予定されております決算審査特別委員会において説明させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、初めに一般会計でございますが、歳入43億6,051万7,000円、歳出42億6,032万6,000円、形式収支で1億19万1,000円であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引きました、いわゆる実質収支は9,687万5,000円、平成18年度実質収支から平成17年度の実質収支を差し引きました単年度収支は2,712万2,000円でございます。

次に、特別会計についてご説明をいたします。

まず、国民健康保険特別会計でございますが、歳入12億2,515万5,000円、歳出11億6,765

万円、形式収支が5,750万5,000円、実質収支同額、単年度収支がマイナス1,918万3,000円でございます。

老人保健特別会計では、歳入9億8,968万円、歳出が9億8,967万5,000円、形式収支で5,000円、実質収支同額、単年度収支ではゼロ円でございます。

介護保険特別会計では、歳入5億5,616万3,000円、歳出5億1,302万5,000円、形式収支4,313万8,000円、実質収支同額、単年度収支で2,843万8,000円でございます。

土地取得事業特別会計では、歳入1億6,139万6,000円、歳出1億6,115万1,000円、形式収支24万5,000円、実質収支同額であります。単年度収支では21万5,000円でございます。

工業団地事業特別会計では、歳入1億1,932万2,000円、歳出1億1,432万3,000円、形式収支499万9,000円、実質収支同額、単年度収支81万1,000円です。

次に、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計では、歳入2,700万8,000円、歳出では2,695万1,000円、形式収支5万7,000円、実質収支同額、単年度収支でマイナス108万2,000円でございます。

公共下水道事業特別会計では、歳入4億6,970万円、歳出4億6,473万2,000円、形式収支496万8,000円、実質収支同額、単年度収支333万8,000円でございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入6,396万5,000円、歳出では6,292万円、形式収支104万5,000円、実質収支同額、単年度収支で87万8,000円であります。

育英資金貸付費特別会計では、歳入1,347万5,000円、歳出1,295万1,000円、形式収支52万4,000円、実質収支同額、単年度収支でマイナス41万2,000円でございます。

これら10会計の合計が、歳入で79億8,638万1,000円、歳出が77億7,370万4,000円、形式収支で2億1,267万7,000円、実質収支で2億936万1,000円、単年度収支が4,012万5,000円となったところでございます。

次に、上水道事業会計について申し上げます。

別冊上水道事業決算書の1ページには、総括事項といたしまして本年度末における給水人口、年間給水量、さらに事業概要等の実績についてまとめたものでございます。

4ページからの上水道事業決算報告書によりましてご説明を申し上げます。

まず、(1)の収益的収入及び支出につきましては、営業収益と営業外収益を合わせた水道事業収益が2億3,259万6,058円、営業費用と営業外費用を合わせた水道事業費用が2億325万9,085円となりまして、当年度は差し引き2,933万6,973円の黒字決算となったところでございます。

あわせて6ページの(2)の資本的収入及び支出につきましては、企業債と国庫補助金を合わせた資本的収入が3,825万円、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出が1億747万8,278円でございます。収支差し引きマイナスの6,922万8,278円でございます。この

不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしたところでございます。

以上、18年度の一般会計並びに9特別会計、さらに上水道事業会計を合わせました11会計の決算概要を申し上げます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 平成18年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定めた書類並びに各基金の運用状況について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出いたします。

平成18年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1、審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成18年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成18年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成18年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成18年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成18年度鏡石町決算付属書類
- (13) 平成18年度各基金の運用状況

2. 審査の期間

平成19年8月2日から平成19年8月8日まで。

ただし、上水道事業会計は、平成19年9月25日に実施いたしました。

3. 審査の手続

各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況の書類等について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類の照合等通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

第3 決算の概要

(1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりであります。

一般会計及び特別会計の計数は以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

上水道事業会計の計数も以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

(2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は2億1,267万7,000円の黒字となっております。実質収支額は2億936万1,000円となっております。

この内訳は、一般会計9,687万5,000円、特別会計1億1,248万6,000円の剰余金が生じたため、特別会計の主なものは国民健康保険特別会計5,750万5,000円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては2,933万6,000円の黒字となっております。

資本的収入及び支出においては6,922万9,000円の不足額が生じました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金6,603万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額319万9,000円で補てんをしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

(3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は以下のとおりであります。

財政力指数、17年度は0.555%、18年度は0.558%。

経常収支比率、17年度は83.4%、18年度は85.6%。

公債費比率、17年度は20.9%、18年度は21.0%でございます。

第4 基金の運用状況

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりであります。計数の読み上げは省略させていただきます。

第5 審査意見

当年度における日本経済は、好調な企業収益を背景に、設備投資の増加や雇用環境の改善が見られるなど、緩やかな景気拡大が続き、福島県内においても生産活動や雇用情勢に着実な回復が見られました。

一方、少子高齢化による社会保障費の増大など、自治体を取り巻く環境は厳しさを増しており、いわゆる地方財政改革によって、財政規模の縮小や財政健全化への努力が求められております。

こうした中で、本町の歳入面では、主財源である平成18年度町税収納済額は前年度比7,052万円の増収となり、収納率も0.48ポイントの改善となりました。

しかしながら、不納欠損額を含む収入未済額は1億9,527万1,000円と、調定額の11.75%を占めています。

また、平成18年度国民健康保険税の収納率は、前年度比0.12ポイント悪化し、不納欠損額を含む収入未済額は1億9,861万円と調定額の32.35%を占めるに至っております。

こうした未収金回収対策として、全職員一丸となって戸別訪問の実施や差し押さえ等強制手段の行使など、収納率の底上げに取り組んでいますが、依然悪化傾向が続いています。今後、さらに強制徴収の強化や管理回収の専担セクションを検討するなど、一層の未収金対策を講じる必要があります。

一方、歳出面では、平成18年度一般会計決算額は、前年度比1億8,122万円の増加となりました。これは第一小学校体育館改築3億4,163万3,000円が主たる要因であります。これを除くと歳出総額は前年度を下回る厳しい財政状態を余儀なくされています。

財政構造の弾力性の目安である平成18年度経常収支比率は85.6%と前年度比2.2ポイント増加し、年々悪化の一途をたどっております。この大きな要因は、公債費負担が重いことが挙げられますが、今後も人・物件費の一層の抑制を図り、メリハリの効いた施策で効率的な財政運営に努めていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特
別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条
第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決
しました。

平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、深谷荘一君、2番、
今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、根本重郎君、6番、大河原正雄
君、7番、柳沼俊行君、8番、今泉文克君、10番、木原秀男君、11番、菊地栄助君、13番、
円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の12名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長を選任のため休議いたします。

休議 午前11時24分

開議 午前11時43分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に8番、今泉文克君、同副
委員長に5番、根本重郎君が選任されました。

請願・陳情について

議長（仲沼義春君） 日程第5、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別

紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 44 分

平成19年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年9月7日(金)午前10時開議

- 日程第 1 報告第12号 専決処分した事件の承認について
日程第 2 議案第 5号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
日程第 3 議案第 6号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 4 議案第 7号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第 5 議案第 8号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 6 議案第 9号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
日程第 7 議案第10号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)
日程第 8 議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9 議案第12号 特別功勞表彰につき同意を求めることについて
日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課 参事兼課長	角田 勝君

健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業事務局局長	面 川 廣 見 君
都市建設課長 都参事兼課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 會 長	稻 田 耕 筰 君
選挙管理 委員會委員長	曾 根 巧 君	教 委 農 業 委 員 會 長	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 會 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
-------------	-------	---------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第 2 条による欠席の届け出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事は、議事日程第 2 号により運営いたします。

報告第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第 1、報告第 12 号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第 12 号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 皆さんおはようございます。

早速でございますが、説明に入らせていただきます。

ただいま上程されました報告第 12 号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。

本件は、専決第 11 号といたしまして、平成 19 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、鏡石町境内内の水道引き込みに関する損害賠償請求調停に対応すべく、弁護士費用としましての着手金 18 万 4,000 円を専決処分したものであります。

第 2 条の第 1 款水道事業費用の第 1 項営業費用に 18 万 4,000 円を増額し、第 4 項の予備費から 18 万 4,000 円を減額するものでございまして、収益的収入及び支出総額に変更はございません。

第 3 条では、債務負担行為といたしまして、損害賠償請求調停事件訴訟代理人委任委託料の期間及び限度額を補正するものでございます。

内容につきましては、4 ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただきましてご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷ですが、専決事項ということでの説明であったんですけども、やっぱり議会ですので、町民にわかるように説明をする責任があるんじゃないかと思うんです。なぜ町は訴えられたのか、この議場の中にも、勉強会では説明をしたんでしょうけれども、聞いていない人もいるわけですし、やっぱりこういう裁判に至った経過についてももう少し説明をしておく必要があるんじゃないかと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 13番議員の質問にお答えいたします。

19年8月21日の全員協議会でも説明申し上げましたけれども、繰り返しになるかと思いますが、申し上げます。

まず、申立人でございますが、有限会社ニッセイ不動産でございます。申立場所が鏡石町境146の1レオパレスかたるばほか1でございます。

内容でございますが、水道引き込みをしたものから受領できたはずの金員の支払いを求め、もしくは町が付与した水道引き込みの許可を取り消すことを求めるでございます。

経過でございますが、18年8月にレオパレスより給水工事の相談がございました。それで、18年10月ころでございますが、給水工事相談場所の隣接地であります有限会社ニッセイ不動産の申込書を確認したところ、特記事項が記載されておりました。その後、お互いに特記事項に関しての契約等の書類の確認をしていないことが判明しました。そのために、申込書に記載されております国・県・町道及びこれらに準ずる道路に埋設される給水装置等は町に移譲しますとの文面のとおり、町に所有権があると判断いたしました。それで、19年3月に土地所有者より給水装置工事の申し込みがあったために、分水の許可をしたわけでございます。

それで、19年5月でございますが、有限会社ニッセイ不動産の代理人が上下水道課に訪れまして、分水の説明を求められました。それで、その際に町に所有権がある旨等を説明しま

したが、このことに納得いたしませんでした。それで19年7月18日に郡山簡易裁判所に対し調停申し立てを行ったという経過でございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 今の説明ではちょっとわかりにくいんですけども、調停の内容、どういう内容が出されたのかとか、もう少し町としての見解はそれに対してどう思うのかということまで含めて説明をしておく必要があるのではないかと思います。もう少し詳しく説明してください。

議長（仲沼義春君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 13番議員の質問にお答えいたします。

申し立て内容でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。水道引き込みをした者から受領できたはずの金員の支払いを求める、もしくは町が付与した水道敷きこみの許可を取り消すことを求めるものの2点でございます。

町の考え方といたしましては、先ほども説明いたしましたけれども、申込書に印刷されております国・県・町道及びこれらに準ずる道路に埋設される給水装置等は町に移譲しますという文言がございますので、その場所は町道でございますので、その文面のとおり町に所有権があるという判断でございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） ただいまの関連質問ですけども、私もこの調停について、裁判じゃなくて調停になっておりますから、調停についてのこの場所を歩いたんですけども、大変やぶで、これはなかなか歩き通せなかったというところで、途中から引き返してきたんですけども、要するにこの問題が起こった原因は、お互いに特記事項に関する書類の確認をしていなかったことが判明したというふうここに書かれてありますね。それは、今、課長が説明されたとおり、国・県・町道及びこれらに準ずる道路に埋設される給水装置等は町に移譲しますというふうなことは、町の方の機関に該当しておりますから、一応留保というふうな形で調停には有利ではないかと思うんですが、なぜこの書類の確認、そして書類を、契約書ですね、こういう関係を取り交わしていなかったかというふうなところに問題があると思うんです。担当者がどんどん、どんどんかわってきて、だれがやったか、だれが承知し

たか、これをちょっと明らかにしていただいて、もう一つは契約関係をなぜ交わしていなかったかというふうなことをお尋ね申し上げます。

議長（仲沼義春君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 10番議員の質問にお答えいたします。

最初に、有限会社ニッセイ不動産が給水申し込みをいたしましたのは平成9年でございます。10年前のことでございます。そういうことで、その当時の担当等、これはまだ明確にはされておりません。

あと、書類の確認をなぜしていないかでございますが、これにつきましては、町の考え方としまして、特記事項を認めないという理由によります。そういうことで、特記事項につきましては、単なる要望事項としてとらえておるということでございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 今、課長の答弁は、10年前だからだれが契約書を交わしたかわからないというふうな答弁なんですけれども、役場の書類はそういうふうなことでいいんですか。これは特記事項に書いてあるからというふうなことで、お互い特記事項に関しての書類の確認をしていなかったというふうなことが、この調停の原因になったんじゃないですか。ここを反省もしていないんじゃないですか、これは。だから、たかが着入金18万4,000円、これだって大変な金額です。普通は民間であったら大変な問題ですよ、これは。だから私は特記事項にかかわらずこういうふうなものは利害関係があるから、契約書を交わすのが当たり前だと思っておるんです。だからその辺をお聞きしたいんです。たかが着入金18万4,000円、これは問題ですよ。こんなむだ遣いをしていたら町行政財政改革をやったって何にもならないじゃないですか、これ。なぜ契約書を交わしていなかったかというふうなことをお尋ねします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

なぜ契約書等の書類の確認をしていないかということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、原則としまして特記事項は認めないという理由によるものでございます。

それから、今後の対処方法等になるうかと思っておりますけれども、先ほどの特記事項等の記載、

こういうものがありました場合には受理できない旨の説明の趣旨の決定をしていきたい。それから、上水道給水条例施行規則等の改正によりまして、給水装置工事申込書等これらの様式の見直しもしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。
議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 再々質問ですけれども、くどいようですけれども、この平成9年より12年間保障されるということで、この期間で何があるかわからないじゃないですか。特記事項だけで済まされる問題じゃないんじゃないでしょうか、特記事項だけで。ただそこに書いてあるからこれでいい、ましてやここに、お互いに特記事項に関しての書類の確認をしていなかったと、こういうふうに書いてあるじゃないですか。ですから結局こういうふうな長い年月の、いわゆる有効期間があるわけですから、それを書類にしたためておけばこういうふうな問題が起きなかったんじゃないですかというふうに私は思うんです。その反省がない限り、これだけのいろいろな面で書類万能の時代に、やってなかったというふうなことはかなりの落ち度だと私は思います。ですからその辺をいかに反省しているかということなんです。今後また特記事項だけで片づけるんですか、これは。また確認をしていなかったと、こういう話は私は聞いたことない。民間なら大変なことになりますよ。もう一回答弁してください。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 10番議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、書類の確認をしていないということは、特記事項を認めないという理由であります。それで1つは今後の対処でございますが、特記事項等の記載をしたものが今後出ましたらば、それらに対しましてお互いに話をしまして、それらの特記事項の記載がないようにしていきたいと思っております。今までの事務処理上、これにつきましてもう少し見直しをしていきたいと思っております。よろしく願いします。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

11番、菊地栄助君。

〔11番 菊地栄助君 登壇〕

11番（菊地栄助君） 10年前だから、課長の責任ではないんだか何だかわからないんだけど、ただ、特記事項を書いておいて特記事項を認めないと言ったって、そのときは書いたんでしょう、新たに今書いたんじゃないんでしょう。これから認めなくても、今までは書いたんだから、その責任の所在はきちんとしないと話は進まないよ、これ。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 11番議員の質問にお答えいたします。

責任の所在でございますが、10年前ということもございますが、今後関係意見等を集めまして、その辺の責任の所在等、どのようになっているか等も含めまして検討していきたいと思っております。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第12号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、議案第5号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第5号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第5号 鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

7ページをお願いしたいと思います。

このたびの補正につきましては、主に平成18年度決算に伴う繰入金、繰越金などに係る調

整と安全・安心な学校づくり交付金事業に係る事業費などを見込んでおまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,613万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億53万4,000円とするものでございます。

第2表の地方債補正では、学校教育施設整備事業費を追加するものでございます。

詳細につきましては、12ページからの事項別明細に基づいてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 5番の根本であります。

2点ほどお聞きしたいと思います。

1つは、25ページにある一番下の欄の教育費の中の須高100周年の負担金と岩農の100周年の負担金についてでありますけれども、これは100周年ということは事前にわかっていたと思うんですけれども、補正でなくて当初予算というのは組めなかったのかどうか。

あとは100周年ですけれども、例えば90年とか80年とかのときにもこの両方には支出はしていたのかどうか。

あと、他の市町村もやはり須高、岩農高の方には今回負担金として出しているのか。また他の町村でどれくらい出しているのかわかれば。

あと、もう1点、100周年というのはなかなかないと思うんですけれども、例えばこの学校以外で10周年とか20周年とかの記念の事業、例えば須賀川桐陽とか、清陵情報とか、湖南とか、そういうような方のあれというのは今までになかったのかどうか。

あと、もう1点は、29ページの幼稚園の園舎の増築なんですけれども、安全・安心な学校づくり交付金というのは、多分平成18年度から認められていたのかなと思うんですけれども、今回19年ということで、これも当初の予算では組めなかったのかどうか。あるいは18年度から申し込みできたんですけれども、18年度は申し込みというのをやっていたのかどうか。その経過等がわかりましたらお答えいただきたいと思えます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 質問にお答えいたします。

25ページの須賀川高等学校100周年と岩瀬農業高等学校100周年については、これは教育委員会の予算項目でございますが、市町村長会等で審議いたしまして計上した関係から、私の方から答弁をいたします。

須賀川高等学校につきましては、当初市町村長会に2,000万円ほど要望がまいりました。これは同窓会館、体育館のようなものをつくるということで、市町村長会に上がりましてけれども、こういう時勢の中で200万ということで市町村長会では決定いたしまして、須賀川市と鏡石町と天栄村でそれぞれの負担割合によって負担するというようにしまして、町においては34万2,000円ということになったわけでありまして、

それから、岩瀬農業高等学校については、これについても100周年ということで市町村長会に要望が200万円ありました。しかし90周年のときに須賀川高等学校のように同窓会館を建てるとということで、90周年のときに多分、町ではかなりの額を出しております。正確な数字は今手持ちにありませんけれども、100万円ぐらいのお金は出しておりますので、今回は市町村長会では負担をしないと、これはソフト事業を中心に要望があったものでありますから、したがってそういうことで市町村長会では出さないということできましたけれども、同窓会長並びに校長が参りまして、地元であるということで私も最後まで判断を迷いました。しかし地元の高校ということで、必要最小限度の補助ということで10万円ほど出すようにいたしまして計上いたしましたわけでありまして、

なお、過去の件につきましては、長沼高等学校の夜間照明について、旧岩瀬4町村と須賀川市で負担をしております。

それから、今回清陵情報、20周年がありますが、要望はございませんので出しておりません。そういうことでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上であります。

議長（仲沼義春君） 教育課長。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

2つ目の安全・安心の学校づくりということでの預かり保育室の19年度当初予算で組むことができなかったのかという件でございます。

これについても全員協議会、さらには常任委員会等でもご質問が出ました。そういう中で部分でありますけれども、18年10月には計画を出しております。それで本年1月にヒアリングがございまして、そのときには国の予算の内示と概算要求の差が350万円ほど超過していると、そういった関係で19年度の採択というものはその時点では難しいという判断でありました。

その後、3月にもヒアリングがあったわけなんですけれども、この時点でも町の方では当然予算

は計上しておらなかったために、その辺については面積についてちょっと確認をしたという状況でありました。

それで、正式には6月に入りまして計画書を提出しまして、最終的には8月1日付で交付金が決めたという内容でございますので、当初予算には組めなかったということでありませぬ。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番ですが、22ページの農林水産業費の中に、1項農業費、3目農業振興費、農村婦人の家補修事業に63万円ほどかかるんですけども、どういう補修をするのかというのが1点であります。

もう一つは、その同じページの下に、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、何か本来の事業に当てはまるのかどうかかわからないんですけども、こういうレジャー施設みたいな、ふれあいの森施設改修事業として637万9,000円もかけて人工芝そり場芝補修工事をやるとなっていますが、これは何年くらいもつのか。この前もやったばかりのような気がするんですけども、何年くらいごとに芝というのはだめになるんでしょうか。その辺、どの程度収入があるものなのか、大変持ち出しが多い事業なのかなというふうに思うんですけども、その辺をちょっと説明いただきたいと思ひます。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 13番議員の質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、農村婦人の家の補修の内容であります。これにつきましては、農村婦人の家が57年に建設いたしまして25年ほど経過してございます。それで雨どいの全面改修、あるいは屋根の塗装面の再塗装、そういったものが必要になっております。そういった関係の中で63万円の見積もりを立てまして修繕費に充てたいという内容であります。

次に、ふれあいの森の施設改修の関係でございますが、まず修繕料の方の40万円の内容ですけれども、アスレチック関係で、安全な遊具施設点検を行ったところ、接続金具等に問題がございましたので、それらの一部交換や締め直しといった内容で修繕費が40万円、さらにご指摘の人工芝の関係ですが、人工芝につきましても磨耗が大変激しくなっておりまして、15年に1度、さらに18年度にもう1度という形で、部分的に改修、改善を行っております。

それで、今回補正として上げましたのは、残りの分、約200平米程度でございますが、そ

ちらの中で全面的に改修を行いまして、安全な遊具施設というような形で配慮していきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 同じく23ページの1点は、農業土木費100万円はどんな補修、排水路の補修、場所はどこあたりなのか、お聞きしたいと思います。

もう1点は、今、円谷議員からも質問がありましたが、人工芝の補修工事、今20平米と伺ったんだけど、それにしてはずいぶん……

〔「200平米」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） 200平米、その辺確認しておきたいなと思って今質問しました。よろしくをお願いします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 7番議員のご質問にお答えを申し上げます。

農業土木費の15節工事請負費の場所ということでございますが、1カ所は蒲之沢池下の排水路の改修工事、それからもう1点は鏡田の花池から国道を横断しまして大池に排水いたします排水路の改修工事に今回工事をしたいということで計上いたしました。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 質問にお答えします。

先ほどふれあいの森の人工芝のそり場の補修部分であります。200平米ということでありまして、もし20平米とお答えしていたら、撤回させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） これも年次計画でやっているみたいな感じもするわけですが、補正で出すと、やっぱり当初でこういうのは上げるべきではなかったのかなと思っております。総体的にこれでどのぐらいの補修が終わるのか、これが最後か、その辺を伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 再度のふれあいの森の関係であります、当初の段階では、まだ利用状況を勘案しまして、もうしばらくはもつのかなという形で考えておりました。ただ経過している中で利用頻度が高くなっておりまして、やはり安全性を考えるとぜひやっておいた方がよろしいであろうという形で、今回補正という形になりました。

それで先ほどお話ししましたように、今回の200平米程度の補修で大きな滑り台のそちらについては全面改修となります。

以上です。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

12番（小貫良巳君） それでは、ただいま上程されております一般会計の補正予算なんです、2点ほどお伺いしておきたいと思います。

第1点は、民生費の21ページになるんですが、更生保護施設の措置費等の返還金、償還金ですね、それが今の説明では援護施設が法の改正によって、自立支援法になったので償還金が出たとなっているんですが、それをもう少し詳しく、ここがこうなってこの法になったからこれだけの償還金が出たというような、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

もう1点なんですが、教育費の幼稚園舎の増築準備工事60万円、これが準備工事というのはどんな工事なんですか。それをちょっと聞きたいんですが、それが発注者の方で持つべきものか、請負者の方で持つべき経費なのか、どんなことをするのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

民生費の更正援護施設措置費等の返還金の内容であります、先ほどご説明申し上げましたが、昨年度自立支援法が施行されまして、以前の支援法との制度の切りかえが行われました。その中で、補助金や負担金等の時期も細分化されまして、例年以上の申請本数、件数等になったところであります。

その中で、内容的には一番大きなものが自立支援法に基づきますいわゆる国庫補助金等につきましての返還が出てまいりました。また更生医療の国庫返還金、さらには知的障害者の保護費の国庫返還金、あわせて県の返還金等も国庫返還金に伴いまして発生いたしましたの

で、その総合的な返還金の金額としまして、今回1,447万円の返還となりまして、当然であります。既にこの補助金等につきましては18年度の歳入で得ております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育課長。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） 12番議員の2つ目のご質問でございますけれども、教育費の29ページ、幼稚園園舎の準備工事の60万円の件でございますけれども、これにつきましては、事前に砂場の移転をする必要があるということと、もう1点は近くにシーソーが、遊具がございます。この2つについて移設をしてやりたいという2点であります。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第5号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、議案第6号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第4、議案第7号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第7号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第6号議案、第7号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第6号、議案第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第6号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。今回の補正の内容につきましては、平成18年度療養給付費交付金の確定並びに繰越金の確定に伴うものでありまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,638万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億3,009万8,000円とするものであります。

補正の詳細内容につきまして、36ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続きまして、43ページに移ります。

平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。補正の内容につきましては、18年度支払基金交付金及び国庫支出金の確定に伴うものでありまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,031万5,000円を追加し、歳入歳出総額の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,724万1,000円とするものであります。

補正の詳細内容につきましては46ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、2特別会計についてご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第6号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第8号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第8号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第8号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、平成18年度の決算に伴います繰越金等の精算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,404万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,709万円とするものであります。

詳細につきましては、54ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第8号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第6、議案第9号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第9号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、遠藤栄作君。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第9号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度会計からの繰越金及び寄附金収入によるもので、第1条において既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,240万2,000円とするものです。

詳細につきましては、62ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（遠藤栄作君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第9号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、議案第10号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第10号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第10号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条収益的収入及び支出の既決予定額の総額に収入支出それぞれ100万円を追加し、収入支出の総額をそれぞれ2億3,089万7,000円とするものでございます。

また、第3条資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金7,032万5,000円を7,732万5,000円に改め、資本的支出の既決予定額に700万円を追加し1億5,957万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、次のページ68ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ちょっとお尋ねをいたします。13番議員の円谷ですが、ただいまの説明で、最後の資本的支出で、県道須賀川・矢吹線の橋のところの水道管の布設で700万円、追加になっているわけですがけれども、橋のつけかえによって水道管を移設をしなくてはならないわけですね。これは県の方からの補助というか、そういうのはないんですか。それをお尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） 13番議員の質問にお答えいたします。

バイパス橋梁への配水管の添架工事の補助金はないかということでございますが、これにつきましては県よりの補助金はございません。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第10号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（仲沼義春君） 日程第8、議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第11号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります佐藤トモ子氏は、今月30日をもって任期満了がまいりますので、その後任といたしまして、鏡石町久来石南488番地在住の菊地清氏を教育委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

菊地氏は、山形県鶴岡市出身で、國學院大學文学部を卒業され、現在は絵本造形作家として創作活動の傍ら、造形教室等を開催されております。

特に、職業柄幼児教育、学校教育、社会教育においても深い関心を持たれ、町図書館開館以来、図書館協議会委員を務められるなど、地域社会への貢献も積極的になされ、温厚で人柄もよく、教育委員として最適者と思われるので、議会の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、意見を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） ただいま上程されました議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての賛成意見を述べさせていただきます。

議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、菊地清氏につきまして賛成の意見を申し上げます。

菊地清氏は、町長の説明にもありましたように、絵本造形作家として活躍されております。また、図書館で開催します親子の造形教室では、親身に子供たちと接していただいております。

今の社会情勢は、教育行政を含め非常にすさんでおり、犯罪が絶えない状況にあります。これから社会に巣立つ青少年の教育行政は重要であり、教育委員会委員の役割も大変なものがあると思います。このようなことから、常に子供たちと接して活動をなされております菊地清氏は、人格も温厚な方であり、教育委員として最適者であると思いますので、皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって意見を終了いたします。

これより、議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前11時24分

開議 午前11時25分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第9、議案第12号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者の退席を求めます。

11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君。

〔11番 菊地栄助君、12番 小貫良巳君 退席〕

議長（仲沼義春君） 局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第12号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第12号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、去る8月9日の表彰審査委員会を経まして、6名の方の決定を見たところでございます。9月28日に予定しております町制施行45周年記念式典の席上におきまして表彰いたしたく、鏡石町表彰条例第3条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、表彰の目的は、政治、経済、文化、社会、その他各般にわたり町政進展に寄与し、また町民の模範と認められる行為のあった個人、団体を表彰し、もって町の振興を図るものでございます。

決定に当たりましては、各行政団体、それから組織等に推薦をご依頼し、推薦いただいた方の中から選定をさせていただいたところでございます。

表彰者につきましては、表彰条例第3条第1項第2号を該当といたしまして、町議会議員16年以上在職され、かつ功績が顕著であった者として齋藤健治氏、昭和19年1月3日生まれ、鏡石町岡ノ内217番地、同じく小貫良巳氏、昭和13年9月25日生まれ、鏡石町笠石121番地、同じく菊地栄助氏、昭和23年3月22日生まれ、鏡石町久来石572番地でございます。

次に、第6号該当といたしまして、町消防団員として30年以上在職され、かつ功績が顕著であった者として、眞島鉄夫氏、昭和15年4月8日生まれ、鏡石町仁井田33番地。

次に、第7号該当につきましては、特に功績顕著な者として表彰するものであり、町統計調査員として52年間、さらに町文化財保護審議会委員として27年間尽力された功績により、橋本基次氏、大正14年10月3日生まれ、鏡石町久来石554番地、同じく町文化財保護審議会委員として33年間尽力された功績によりまして、村越立典氏、昭和3年6月29日生まれ、鏡石町旭町9番地。

以上、6名の方々の特別功労表彰における議会の同意をお願いするものであります。どうかご審議いただき、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

〔「質問させていただきたいんですが」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑を認めます。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） ただいま上程されました議案第12号 鏡石町特別功労表彰につきまして、質問させていただきます。

今、木賊課長の方から、目的はこの条例は町の政治経済云々というふうにございました。そしてまた各6名の方々から、すばらしい表彰に値する根拠も伺ったわけでございます。またもう一つプロセスも伺ったわけでございますが、少々鏡石町表彰条例につきまして読んでみたんですけども、やはりこういうふうな政治、経済、文化、社会の各功労者に対しては、町制45周年記念として表彰するというふうなことはすばらしいことでございます。私も常々そういうふうなことがあってもいいんじゃないかなというふうに思っていた次第でございますが、また、この以外の人にも、例えば政治関係でも文化関係でもいるのではないかなというふうに思っております。その辺は一応どういうふうな、今プロセスは聞きました、どういうふうな過程で、このほかにもいるんじゃないかなというふうなことで、この6人に限った

というふうな根拠を説明いただければありがたいです。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番、木原議員の質問にお答えを申し上げます。

今回、この6人に決定した経過につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございますが、条例の規定にございますとおり、6名の特別功労者以外には功労表彰ということで、功労表彰の方もございます。また善行表彰ということで町民の模範となる行動の中では、善行表彰をいたしてございまして、その中で特別功労表彰以外の方につきましては、この式典の中で、5年に1回ではありますけれども表彰させていただいているところでございますし、特別功労表彰につきましてもこの規定のとおり、それぞれ目安としての在職年数等がございます。そのほかに功績を加味した中で決定に至ったというふうなことでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） いま一つちょっと理解できなかったんですけども、例えば政治にしても何にしても、功労を受けられる方というふうなものは、ほかにもまだいるんじゃないかなというふうなことの第1の質問なんです。

それから、また善行功労賞というふうな別に表彰するというふうな話も伺いましたが、もちろん全協でもってその人数はわかっております。ただその名前は公表できないんでしょうか、その辺なんですけれども。

それから、もう一つ、ちなみに例えば記念品というふうなものは、全協においては大変高価なものだというふうに、1個3万円というふうな感じで伺っておったんですけども、これはどこから求められるのかというふうなことを2つ目の質問といたします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員の再質問にお答え申し上げます。

本件に上がっております特別功労表彰につき同意を求める件につきましては、6名というふうなことではご理解いただけたのかなと思いますが、そのほかの氏名等につきましては、本日6名の方の議決をいただいた後にというふうに考えてございましたので、ご了承いただければというふうに思います。

なお、勲章等につきましては、前例に倣いまして特別功労表彰、功労表彰については勲章を与えるというふうなことで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

〔「どこから求められるのかということです」の声あり〕

総務課長（木賊正男君） 勲章につきましての購入先ですが、こちらはいわゆる町章の入ったオリジナルでございますので、これまでそのオリジナル製作をしている業者と契約をし、購入をする予定になってございます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 善行また功労者の氏名は後ほどというふうなことで了解いたしました。

全国的な流れでは、大体政治家、あるいは働いている現役の方は遠慮する傾向があるという事は全国の流れでございます。それも自分たちの判断だと思えますけれども、またちなみにもう一つ、地産地消をうたっておりますので、私は、例えばそういうふうなものを求められるのでも、できれば鏡石の業者を使っていたきたいというふうな一念で質問したわけでございます。そういうふうな特殊なものは、この辺ではできないというふうなものも私も重々わかっているつもりです。しかし、何らかの方法で地産地消を生かせないか、することができないかなというふうなことでございます。表彰することは非常にいいことですし、にぎやかにすることは非常にいいことです。やはりそういうところに1つでも、小さいことですけれども、知恵を使っていたいただければありがたいと思います。一応、地産地消の件で、そういうふうな考え方を伺います。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

いわゆる地産地消につきましては、事務局といたしましても、また町の行政全般につきましては、町内の業者を育成する意味でも、そういうことを考えてございまして、できる限り町内の業者を通してというふうなことは、通常の業務の中でも行っているところでもございますし、本件につきましても、かかる経費についてはできる限り町内の業者を通してというふうなことでの考え方は踏襲してございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 4番、今駒隆幸です。

私は、特に反対とかはないんですが、1つだけ確認したいんです、考え方なんです。

私の自分の考えとしては、2号に関しては、現役の方を表彰するというのはちょっと違う

んじゃないかというふうに思うんです。というのは、やっぱりこういうのというのは、おやめになった後、すばらしいことをしましたねということで表彰されるならわかるんです。なぜかと言うと、仮に表彰を受けて、現役中にまた何かその表彰の項目に当たらないような人物になった場合、その功労賞はそこまでの功労賞だということで見ると、それともこの町のために本当によく頑張ってくれましたということで功労賞で出すんだかという意味合いで違うと思うんです。だから今の現存では、こういう現役の方も功労賞として出しましょうということなんでしょうが、僕としては、これからの考えとして、現役議員さん、今現存の現役の方というのは小貫議員と菊地議員に当たると思うんですが、ここに関しては、この方に関しては表彰するべきではなくて、今後議会とかから離れた場合、公職とか離れた場合のときに表彰すればいいんじゃないかなという考えなんです、そういう考えに対していかが考えますか。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 4番議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

現役議員の考え方につきましては、4番議員の考え方として申し受けしておきたいというふうに思いますけれども、条例の中には特別功労表彰に対する待遇というのがございまして、その規定の中で、特別功労を受けた方が欠格事項として次の条項に該当した場合には、それを停止するというふうな取り決めもございまして、表彰を受けたからそれで終わりというふうなことではなくて、表彰にふさわしい行為を今後も続けなければならないというふうなことがございまして、そういうことを十分加味した上でというふうには考えてございます。よろしくをお願いします。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、関係者の入席を求めます。

〔11番 菊地栄助君、12番 小貫良巳君 入席〕

諮問第1号の上程、説明、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔諮問第1号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程いたしました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび、西間木清氏と角田恵美子氏の2名の委員が任期満了となりますので、角田恵美子氏については再任を、西間木清氏の後任として鏡沼186番地在住の岡田輝夫氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

なお、角田氏は平成13年12月から2期6年間委員としてお務めいただいております。新任の岡田氏はことし3月に須賀川市立第二小学校長を最後に退職されております。いずれの委員も人格にすぐれ、地域住民の信頼が厚い方でありますので、このお二方を人権擁護委員として推薦したいので、議会のご意見を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

本件に対する意見は、2名を適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決しました。

休会について

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月8日から9月17日まで10日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、9月8日から9月17日まで10日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

平成19年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成19年9月18日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程に同じ

追加日程第2 認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告

追加日程第3 請願・陳情について
各常任委員長報告

追加日程第4 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

追加日程第5 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

追加日程第6 意見書案第1号 後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題を解決するための
意見書(案)

追加日程第7 意見書案第2号 道路特定財源の確保に関する意見書(案)

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳沼 俊行 君	8番	今泉 文克 君
9番	仲沼 義春 君	10番	木原 秀男 君
11番	菊地 栄助 君	12番	小貫 良巳 君
13番	円谷 寛 君	14番	円谷 寅三郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄 君	副町長	大河原 直博 君
総務課長	木賊 正男 君	税務町民課 参事兼課長	角田 勝 君

健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業事務局局長	面 川 廣 見 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
會計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 會 長	稻 田 耕 筰 君
選挙管理 委員會委員長	曾 根 巧 君	教 委 農 業 委 員 會 長	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
-------------	-------	---------	-------------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

円谷 寛 君

議長（仲沼義春君） 初めに、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 本定例会最初の登壇を許可されました13番議員の円谷寛でございます。トップ登壇というのは久しぶりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

前回、6月議会で一般質問をこの場でさせていただいてからわずか3カ月しかたっていないんですけれども、この間の社会の動きと申しますか、目まぐるしいものがございます、まさに諸行無常、世の中常に動いているんだなということを思い知らされるところでございます。

まず、一番大きな出来事は、何と申しても7月の末に行われました参議院選挙であろうと思います。去年の9月にあれほど国民に人気があって、選挙の顔として有利であるということで、自民党が雪崩を打ったように総裁に推して圧倒的な勝利をおさめた安倍晋三内閣だったわけですけれども、選挙の結果は実に惨たんたるものでございまして、まさに歴史的な自民党の敗北だったわけでございます。私はちょうど1年前にこの場で、一般質問の中で、安倍晋三という政治家は、戦後の民主主義を否定する時代錯誤、いわゆるアナクロニズム的な非常に危険な反動的な政治家である、小沢民主党に頑張ってください、一日も早くこの政治家を総理大臣の座から落としていただきたいということをここで申し上げたんですけれども、その願ひがかなって本当によかったというふうに思っています。教育基本法の改悪とか、憲法改悪に備えた国民投票法の成立など、本当に戦後の積み上げてきた民主主義のルールを破壊するような、そういう反動法案を通してしまった。非常に残念なことではございますけ

れども、彼が最終的に望んでやまなかった憲法改悪だけはやらずに終わらせたということはほっとしているところでございます。

その安倍首相は、いろいろ党内外から参議院選の責任をとってやめるべきだという批判があったんですけども、居座り続けて内閣改造をやったり、さらに国会を召集して所信表明までやって、野党は一生懸命代表質問をやるために準備をしている、そのさなかに辞任を表明したわけでございます。これほど全く国民を無視した、また、政治家としてぶざまな、本当に国民を愚弄する辞任劇はいまだかつて見たことがない、まさに無責任で恥知らずの者であると思います。小沢民主党代表も「40年間政治家をやっていますけれども、こういう辞任劇は見たことがない。非常に言語道断である」というふうに言っておりますけれども、まさにそのとおりだというふうに思います。

安倍辞任に伴い自民党の総裁選挙が行われておりまして、マスコミは盛んにおもしろおかしく2人の政治家の違い、人柄の違い、そういうものを取り上げてどちらがどのと言っておりますけれども、まさにこれはナンセンスな議論でございます。この2人の政治家に違いなどあるはずはないんですね。親の地盤を受け継いでぬくぬくと安泰な選挙を戦って、さらには巨万の富を背景に政治活動を何の苦労もなく続けてきた。そしてさらに、今までも森内閣、小泉内閣、あるいは麻生氏に至っては安倍政権でも幹事長という立場で要職につき、それを支えて実践をしてきた人たちでありますから、これは当然、安倍、小泉、さらには森政権などに対して重要な責任のある人々でございます。

麻生氏でございますが、安倍退陣直後には、断然これは幹事長という要職にもあるし、圧勝ではないかというふうに見られてきたんですけども、次の日、彼の前に急に暗雲が立ち込めてきました。福田康夫氏が出馬をするということが明らかになってきたわけでございますけれども、そうするや否や、自民党は勝ち馬に乗れとばかりに、9つある派閥のうち8つまでもが福田支援を表明したわけでございます。もう既にこれは勝負がついたと見られています。かつて自民党の副総裁をやり、福田康夫氏の父である福田赳夫氏とともに岸内閣の後継の好ライバルと言われてきた川島正次郎氏は、名言を残しております。政治の世界は一寸先は闇だというふうな言葉を残していますけれども、まさに政治の世界、一寸先は闇でございます。

2人の総裁選挙の主張を聞いて気になることは、自分が片棒を担いできた一連の小泉改革や安倍政権の中でもたらされた国民生活の疲弊の深刻化などに何らの反省がないということです。ただ参議院選挙を踏まえて、地方の格差は何とかしなければならないとは言いますが、なぜ地方が貧しくなったのかという点については何ら明快に分析をしていないのでございます。今、ワーキングプアと呼ばれる人たち、特に1日8時間以上フルタイムで働いても年収200万円にも満たないという労働者が数百万人もいるというこの世の中、働きなが

らも生活保護基準以下の人が数十万人いるというこの世の中をつくってきた責任が彼らにあるということを我々は改めてここで申し上げておきたいというふうに思うんです。

自民党宮城県連に対して、安倍退陣の直前に古川支部が安倍首相の退陣要求書というものを県連に出したわけでございます。テレビは盛んにこれに飛びつきまして、古川支部の自民党役員のところ取材に行ってテレビに放映されていました。この自民党古川支部の役員が申し出ておりました。「我々はずっと自民党を一生懸命支持してやってきました。しかし、自民党は、我々農民に対して何をやってきたんですか。米価は下がりっ放しだ。さらには、米は輸入し、減反はふやされ続け、百姓で食っていけなくされてしまった。こんな自民党政治なら、いっそ我々は民主党にやってもらった方がよいとさえ思っている。」これが自民党支部の役員の言葉です。本当に農民を苦しめ、労働者を非常に安い賃金で働かせている、この仕組みが地方を貧しくしているのをごさいます、この言葉の中に問題の本質というものがあると思います。自民党古川支部は安倍首相退陣を要求してはいますけれども、それは安倍政権にとどまらず、自民党政治そのものへの怒りがあらわれているのではないかとこのことをごさいます。単なる首のすげかえでは、必ずまたこれらの人々は失望することでありましょう。自民党の終わりの始まりが今回の参議院選敗北と安倍内閣の退陣ではないかと私は強く感じております。

このわずかの間に、県内政治家の死去の報が入ってきました。自民党県連前幹事長の吉田弘氏が亡くなり、また、引き続いて福島選出の57歳の高橋信一県議、県議会の総務委員長をやっていた方ですが、この人も過日亡くなりました。首長では、白河市長と平田村の村長が急死をしました。安倍首相の退陣の話でも考えさせられたわけでございますけれども、政治家の出处進退というものがいかに大事かということを経験した人々の死は我々に教えていると思います。白河市長は医者でありますから、肝細胞がんというならば、これは多分わかっていたはずでございます。途中でこういうことになればどれだけ市民に重大な迷惑をもたらすかということを考えれば、例え無競争であっても市長に立候補することはやはり政治家としての選択として誤っていたのではないかと思いますし、平田村長に至っては79歳という高齢で立候補したわけでありますから、本人とともに、それに投票した村民の判断も誤っていたということを経験して示したというふうに思います。政治家は出处進退をよく考えるべきことを教えていると思います。

さて、本論に入らせていただきます。

通告書の1番目は、成田幼稚園の休園についてでございます。

成田幼稚園を休園するというふうに提案されていますけれども、この休園は地域に与える影響がまことに大きく、再考すべきであると私は考えておまして、まず、次の点を明らかにした後にお尋ねをしたいと思います。

1つは、休園というふうに名乗っておりますけれども、休園であるならば期限があるわけです。いつまでの休園なのかを明らかにしていただきたいと思います。

さらに、これは端的に言えば町の財政が悪いから休園するのかなというふうに思うんです。児童数が少ないということなんですけれども、後で述べるように、児童数の減少というものは努力をすれば何とかなる。しかし、それをやらないで休園するということは、最終的には財政なのかなと思いますので、一体これを休園して、町は幾ら節約になるのか、このことをまず明らかにしていただきたい。

さらに、休園をすれば職員が余ってくるわけでございます。その職員をどうするのか。一体その余ってきた職員はどこにどのように配置をするのかということをお聞きしたいわけでございます。

4点目は、今まで成田幼稚園が地域のコミュニティづくりに対して果たしてきた大きな役割というものをどのようにしていくのかということをお尋ねしたいわけでございます。

私がこう申し上げると俗っぽい反論が来そうなのであらかじめ申し上げておきますが、いわく地域づくりといったって、ほかの地域には成田以外は幼稚園はないのではないかと、こういうことを言われそうであります。しかし、この俗論は大きく間違っております。それは、全くほかの地域と成田という地域の歩んできた歴史が違うのでございます。成田には昔から小学校があって、その学校の維持のために学校田という田んぼまであって、そして地域で学校を守ってきたわけでございます。それが第二小学校の統廃合であれだけ住民の怒りが爆発したというのも、この地域の歴史や伝統というものを無視して、強引に学校を移転したことへの住民の地域に対する思いがあったからであります。その直後の町長選挙では現職町長の滝田良嗣氏が落選しておりますけれども、これは成田の怒りというものが大きな原因として働いたということは間違いのない歴史的な事実であります。私は、子供の数などからいって第二小学校の統廃合はやむを得なかったのかなというふうに今でも思っておりますけれども、しかし、その地域住民の理解を求めることなく強引な手法でこれを実行したことについては、やはり問題があったと、今でもそう思っております。我々が地域づくりを考える場合、その地域の歴史や住民の心のよりどころというものを十分に考えながら対処しないと、箱物の集会所ばかり何ぼつくってもよい地域は生まれてこないだろうというふうに思うのであります。

そういう点で、成田幼稚園が今日まで成田における地域のコミュニケーションのために果たした大きな役割ということをぜひここでもう一度十分考えていただきたいと思います。地域ぐるみの運動会、先日も行われました。私も出席してまいりましたけれども、幼稚園児の太鼓演奏、これが成田の盆踊りを大きく盛り上げているのでございます。子供が太鼓をたたくということで、盆踊りなど行ったことのない人が、両親がまず盆踊りに参加します。さらに、孫が太鼓をたたくからといって、じいちゃん、ばあちゃんもこれに駆けつけて見に行き

ます。こうすることで、大変盆踊りがにぎやかに開催されているわけであります。さらには学習発表会、これは老人クラブの方々が大正琴などを演奏してにぎやかなものとなっておりますし、私たち地元の町会議員も、以前はこの幼稚園の入園式とか卒園式、あるいは学習発表会にはお招きいただいて出席をしたわけでございますけれども、何か変だなと思ったら、最近この招待が来なくなりました。私は、園長先生に話をしました。「これはたくらみがあるんですよ、十分注意してくださいよ。幼稚園をなくす、そのために我々と幼稚園を分断しようとしているんですよ、注意してくださいよ」と申し上げましたけれども、まさに事実、休園ですね。休園といっても事実上の廃園ですけども、これが発表されたわけでありまして、まことにこそきわまりないやり方に改めて憤りを強く感じているところであります。

もともと公立の幼稚園などというものは金もうけのためにやっていることではございませんから、採算云々などと言うこと自体が初めからおかしな話でありまして、民間の幼稚園には多大な就園奨励金というものを所得によって手厚く支払っています。多い人には年間16万円も払っている、そういう人もあるわけでございます。ですから、町の幼稚園をなくしたからといって、そのまま経費の節約になるわけでもございません。園児の数が少ないというのであれば、これが最大の理由になっているとは思いますが、そうであるならば、町の努力で数はふやせるはずであります。認定こども園建設への補助金は五千数百万円です。さらには、私立幼稚園の就園奨励金も千数百万の莫大な金額が出ております。そういう町の立場から要望すれば、園児の確保というものは容易にできるだろうというふうに思います。どうしてもそれでもというならば、送迎バスを運行すればいいんです。なぜ成田にあるのに私立幼稚園にやるんですかと私は何回か聞いたことがございます。そうしますと、例外なく、私立幼稚園は送り迎えをしてくれるんだ、そういうことでやっているんだということが異口同音に返ってくるんですね。ですから、成田の幼稚園の園児をふやそうとするならば、送迎をすればいいんです。それはやればできるんです。

そして、この前の議決の中に、町立幼稚園の園舎を拡張するというので予算を議決しております。今ある施設を使わなくして、新しく施設、箱物をつくる、これはちょっとした矛盾ではないか。町の財政は非常に悪いのに、なぜそういう矛盾したことをやるのか。今ある施設を使えばいいのではないかというふうに思うわけございまして、こういう施設を使わなくして新たに町費を投入するということは、非常に私は経済合理性にかなっていない、反していることだというふうに思うのでございます。こういうことを言う町民もいます。「町長は、自分の孫が幼稚園に在園したら、あるいは奥さんが幼稚園で働いていたら、果たしてこの幼稚園は廃止にしたらどうか」という町民の声もございます。本当に耳を傾けていただきたい問題だと思います。

子育て支援の強化にもっともっと努力をしなければならない今の時代にあって、この幼稚

園の廃園というのは時代の要請に逆行するものであって、再考すべきだということを強く要請をしておきたいと思います。

2点目は、学校給食の民営化に向けてでございます。

学校給食を民託にするという提案がされております。これもまたさまざまな問題がございますが、私は3つだけ質問をさせていただきます。

学校給食を民託するとの提案がなされておりますけれども、さまざまな問題があると思われるので、十分な議論をする必要があるということをもっと申し上げておきたいと思います。

2つ目は、この民間委託で一体町費はどれだけ節約ができるのか、そういうことをお尋ねしておきたいと思います。財政難であるからこういうことをやるんでしょから、一体幾ら節約できるんだと、もう計算ができていようと思っておりますので、教えていただきたい。

3点目は、この仕事に従事している職員は、今後どのように配置転換を行うのか、非常に皆不安を抱えているだろうと思っております。やはり自分たちの仕事がなくなって、では、我々はどうなるのか、非常に大きな不安をここに働いている労働者は考えているだろうと思っております。

そういう問題をお尋ねするんですけれども、まず、小泉改革以来、簡単に、安易に民間でできることは民間でという言葉が踊り過ぎているような気がするわけです。本当にその言葉だけでどんどん民託、民営化を進めていっていいのかということをお私非常に疑問を持つ立場でございます。やはりもう少し考えていかなければならない時期にきているのではないかとこのように思うのであります。

民間企業というのは、端的に申し上げれば、利益を上げるのが目的であります。公的な仕事というのは、利益にはならなくても住民のために必要なことをやるということだろうと思っております。今、食の安全・安心というものが最近非常に怪しくなっている。それは、利益追求の民間企業が、少しでも利益を求めようとしてさまざまなからくりをやっているからそういうふうに食の安全・安心が脅かされているのではないかとこのように思うんです。何でも安ければということで民間会社に任せてしまって本当に大丈夫なのか。今まで一小だけ民託でやってきましたけれども、それだって、ほかの町営の中学校や第二小学校の給食と比べられたら、民間の業者は努力していた面も多々あるはずですよ。これを全部任せてしまえば、もう比べるところがないんですね。これはかなり危うい、私はこういうふうに思うのでございまして、これはやはり安易に民間委託をすべきでないというふうに思っております。

労働者の不安も深刻であります。今までは給料が安くても、町の仕事ならば安定性があるのではないかと一生懸命働いてきた人々を町は十分に考えていかなければならないというふうに思うのであります。安易な民間委託は大きな雇用不安と労働者間の格差を生み出すものであり、私はこれには強く反対するものであります。ぜひ再考されることを強く望んでおきたいと思っております。

通告書の3点目は、命を大切にす政策についてお尋ねしたいと思います。

国は、昨年、自殺対策基本法をつくって、自殺者の減少を目指すことにしている情勢にあるんですね。町としても、やはりこの法律は行政の役割、一定の役割というものをうたっているわけですから、我々の町としてこの問題に対してどのような取り組みを考えているのかをまず明らかにしていただきたいと思います。

私は先日、自治体議会政策部会という団体があるんですけども、この東京講座というものに参加してまいりました。これは全額自費ですから、大変お金もかかります。でも、大変勉強になるというので、私は年に数回出席をしてきているんですけども。今回のテーマも非常に時宜を得た幾つかのテーマがあったんですけども、その中の一つにこの命を大切にす政策というものがございました。講師は、秋田大学医学部教授の本橋豊さんでございます。この人は、東京医科歯科大学の助教授から秋田大学に行ったんですけども、秋田県は自殺率が日本一高いところだったわけですから、そこで、公衆衛生学を専門としている方でございますから、ここで県と一緒に、あるいは秋田県内の町村と一緒に、この県の自殺対策に積極的にかかわってきた方でございます。そして、その成果を、去年の暮れに「自殺が減ったまち 秋田県の挑戦」という本を岩波書店から出版しておりまして、私もこの本を読ませていただきましたが、非常に勉強になる中身でございました。やはり行政にかかわる人は、ぜひこの本は読んでほしい本だというふうに思います。この本橋教授は、ほかにも「心といのちの処方箋」とか、「自殺は予防できる」、「STOP!自殺 世界と日本の取り組み」などの著書もございまして、一生懸命この問題に取り組んでいる姿が明らかになってくるわけでございます。

先生は、まず講義の初めに、行政関係者や、あるいは一般の国民の間に非常に根強い誤った情緒的な議論というものを一つ一つ論破をして講義に入ったわけでございます。多くの人は、自殺というのは個人の問題ではないか、それに行政がタッチするのはいかなものか、あるいは、自殺というのは本人の意思でやるのだから防ぎようがないのではないか、こういう俗論に一つ一つ反論をしていったわけでございます。今、日本では、年間3万人ものまだまだ元気な先のある人たちがむり死にをしているというのがどうして個人の問題なのかということでございます。かつて交通事故の死亡者が1万人を超えたとき、マスコミも行政も、1万人というのは日清戦争の死亡者の数だ、これはまさに戦争ではないかと交通戦争という名前をつけて、この交通事故を減らすために行政も一生懸命取り組んできた。我が町にも交通安全協会や、あるいは町の施策の中にも交通安全施策というのがいっぱい取り入れられてきたわけでございます。その努力の功がありまして、今、交通事故は7,000人を切るくらいまでに減っております。しかし、自殺者は3万1,000人を超えているんですね。9年も連続して3万人を超えているんです。これは社会問題でなくて一体何なのだということを言って

いるわけです。もちろん本橋先生は、自殺者をゼロにするなんてことは到底できない、それはあり得ない。いろいろな考えで亡くなるわけですから、それはあり得ない。しかし、20%減らすということは行政の努力でできるんだということで、さまざまな取り組みを紹介しています。

これが先ほど申し上げた本にも書いてあるわけですが、講義の中でも述べられているんですが、秋田県のかなりの多くの町の自殺対策に携わってきたわけです。秋田県は日本一の自殺率であるから自殺問題に取り組んだということが言われそうでございますけれども、福島県もベストテンに入っているんですね。10番に入っているんです、自殺率。人口10万人当たりの比率であらわすんですけれども、そのベストテンに入っているわけですから、これは関係ない問題ではない。事実、県当局もその辺は認識しているようでございまして、先日の新聞に取り組みを明らかにしました。県が行動計画というものを出したんですね。そして、専用窓口を開設して、年間500人以下を目標とするという県の方針も出ました。これは、その数日前に厚生労働省が自殺防止のモデル自治体ということで、全国の20カ所をモデル自治体としてそれを実施して、その成果を全国で共有しよう、こういう提起を行ったのが8月25日でございます。県は、9月5日に行動計画というものを出しまして、そして、今600人を超えている県の自殺者を何とか500人以下を目標にしようということで、去年の自殺者は618人だそうでございます。私は、もっとあるというふうに見ているんですね。なぜかという、交通事故、どう考えてもこれはまともな交通事故ではないというのがまま見られます。私はもっと隠れた数字があるのではないかと思います。ですから、自治体はもう少し本気になって取り組まなければならないテーマであるというふうに思いますので、町としてこの問題をどのように取り組んでいくのか、その施策をお尋ねしたいと思います。

4点目は、国保税を安くするための政策についてということで通告をしておきました。国保税が高過ぎる、どうしても本当に払うのに大変だという声があちこちから聞こえています。実は、私も本当に大変です、毎月払っていくのが。月に8万6,000円ということでびっくりして、当てにしていなかったから、農協の口座に足りなくなりました。そういうことがあって、本当に上がっていますね、国保税。これは何とかしていかないと、町民は今、悲鳴を上げています。やはり本気になってこれを安くする施策を打ち出すべきではないかというふうに思うんです。

まず、その対策、いろいろあると思うんですけれども、私は、前から決算審査、予算審査の中で言っていますように、あるテレビでは、黒柳徹子さんとか、高橋英樹さんですか、ああいう有名な役者を使ってジェネリック医薬品というものをもっと使ってくださいと宣伝していますね。我々町も、町民に対して、ジェネリック医薬品を使ってください、医者にそういう要求をしてくださいというふうな宣伝、啓蒙をすべきではないかと思うんです。そうし

ないと医療費は何ぼでも上がっていく。ほとんどジェネリック医薬品でも間に合うような薬品を、お医者さんは、言っては悪いんですけども、余計もうかるようなそういう一般の高い薬を使っているという例が多いそうでございます。これは患者の方から、ジェネリック医薬品にしてくださいというふうな要望を窓口でお医者さんに申し込むような、こういう体制をやっぱり町はつくっていくべきではないかというように思うんです。

さらに大事なものは、成人病予防ですね。なぜ成人病予防かというのと、医療費のかかり方、やはり高齢者になるほど急カーブをかいまして医療費がかかっていくんですね。ですから、やはり生活習慣病というものを早くからやっつけていかないと医療費の増加は避けられない。だから、この辺についてももっともっと取り組むべきであるし、さらに、今まで医療費の削減に成功した自治体はいろいろあるんですね。長野県の佐久市とか、岩手県の沢内村とか、先進的に取り込んだ自治体は、例外なく予防医療に力を入れているんですね。もう少し予防医療に力を入れるべきではないか。さらに、健診に対してももう少し力を入れて、思い切ってそこにはお金をかけていくべきではないか。人間ドックの枠なども非常に狭くなっているんですね。財政が悪いからだからかわからないけれども、通知が行った、すぐに申し込んだ、もう締め切りですと言われたなんていう例があるわけでございますから、これはもう少し枠を広げて、予防医療、あるいは早期診断、早期発見によって早目に治療を加える、そのことによって医療費が安く済む、そういうことも大事な施策ではないかというように思いますので、その辺の施策について、町執行はどのように考えているのかをお尋ねして第1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

3番目の、命を大切にす政策についての自殺者の町の取り組みの状況についてお答えをいたします。

平成18年10月に施行された自殺対策基本法では、自殺は個人の問題のみならず、社会的問題であること、自殺予防、未遂者、遺族ケアについて社会全体で取り組む必要があることなどが定められております。これを受けて福島県では、精神保健福祉センターや保健福祉事務所を自殺予防対策の拠点と位置づけ、自殺予防の専門相談窓口を設けることとしております。

町といたしましては、健康福祉課において電話や面談等による健康相談を受け、自殺の兆候のある方の早期発見と早期対応に努め、必要に応じ、県の自殺予防専門相談窓口や専門医等関係機関との連携を強化し、自殺予防に対応してまいりたいと考えております。また、自

教対策関連事業としましては、昨年度は、健康セミナー公開講座「心のかぜ（うつ病）」についての講演会を開催いたしました。ことしも「心の健康づくり」に関する講演等を予定しているところでございます。

私からは以上でございますが、そのほかの質問については担当課長等の方からお答えいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の円谷寛議員の質問に対してお答え申し上げます。

最初の成田幼稚園の休園についての1)に休園はいつまでとするのかという質問でございますけれども、現在、成田幼稚園は混合保育を実施しておりますが、この混合保育を実施しなくてもよい状況になることと考えております。具体的には、園児数が4歳児、5歳児それぞれ15名程度になることと考えております。理由といたしましては、教育基本法の改正によりまして幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと規定されまして、さらに、学校教育法の改正によりまして学校の種類の最初に幼稚園が位置づけられ、集団生活を通じた教育が求められております。また、町の第2次行政改革（集中プラン）における保育所、幼稚園の一元化と民間委託について具体化される状況や私立幼稚園の動向も判断要素になると考えられるところであります。

2)の休園による町の支出の削減でございますけれども、削減できる費用としましては、人件費と管理経費などが考えられます。成田幼稚園は、現在、正規職の教諭2名、臨時職員1名の用務員1名が配置されております。成田幼稚園を休園すると現在の人件費がそのまま削減されるわけではありませんで、全体の中で臨時職員3名が削減されまして、その分の人件費約600万円と管理経費約80万円、合わせまして680万円程度の削減と考えております。

3)の休園に伴う職員の配置はどのようにするのかという質問でございますけれども、正規職員の配置につきましては、これまでも定期異動に当たっては、幼稚園のほかに町長部局の保育所等との交流も行ってききましたので、この中で配置したいと考えております。

次に、4)の成田幼稚園が地域のコミュニティーづくりに果たしてきた役割をどのようにしていくかという質問でございますけれども、複雑多様化する現在の地域社会において人と人との結びつきが弱まっている中で、成田幼稚園が区民の多くの皆さんが集う場所となっていることは周知のとおりでございます。町としましては、既存施設の利活用も含め検討しておりますが、具体的案には至っておりませんが、地域のコミュニティーづくりのための施設利用も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、2番の学校給食の民営化に向けての質問でございますが、1)の民営化に当たっては十分議論すべきではないかという質問でございます。

第一小学校の学校給食の調理業務の民間委託は、平成12年度から実施して既に7年が経過しておりますが、これまで特別な指摘もなく、今日に至っております。当時、民間委託を進めるに当たりましては、学校、保護者、給食業務従事者などの方々にご説明申し上げ、ご理解をいただき、実施してきております。来年度から実施予定の第二小学校、その翌年実施予定の中学校につきましては、本年6月に教育委員会定例会、7月に総務文教常任委員会、学校長、町職員組合、給食調理員、8月に町議会全員協議会へご説明し、保護者につきましては、今後、確定した時点で説明をしていきたいと考えております。

次に、2)の民間委託でどれだけ町費が削減できるかという質問でございますけれども、現時点では、第二小学校、中学校合わせて1,400万円程度と考えておりますけれども、今後の退職者によっては削減額がさらにふえることとなります。

3)の民間委託後の職員の配置転換についてでございますけれども、民間委託後の職員については、教育委員会所管の中で技能労務職員としての配置を考えておりますが、配置困難な場合については、町長部局を含めた配置が行われるよう、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の4番の国保税を安くするための政策について、1)のご質問について答弁をいたします。

国民保険税制度につきましては、隣保相扶や地域的助け合いの精神をもって発意されたものでありまして、地域内の住民が、医療の必要なときにいつでもその一部を負担するだけで医療が受けられるという制度であります。この事業運営につきましては、費用に充てられるものにつきましては、被保険者の負担につきまして、国保運営協議会において負担能力に基づく割合等を慎重に審議され、さらに議会の議決をもって負担をお願いしているところであります。国保税が高過ぎるといふ住民の声が多く聞かれるということでございますが、そうした場合には、国保制度は相互扶助に基づく事業であることの布衍をお願いするものであります。

なお、町といたしましては、医療費の抑制や予防医療の視点から、人間ドックや総合健診の実施、あるいは健康教室の開催、レセプト点検の実施など、考えられるものはほとんど実施している状況であります。

次に、2)のジェネリック医薬品の普及をどう進めるかというお尋ねでございますが、ジェネリック医薬品の普及につきましては、一般的に個人の医療費負担から見ると普及は望むものであります。罹病者の立場を思うと、最新の医薬品により病魔から早く逃れたいとい

う思いが察せられます。町といたしましては、現在、国等において後発医薬品の利用促進の制度等がない状況から、選択は個人の責任でお願いしているところであります。つきましては、コメントは差し控えたいと考えております。

なお、厚生労働省では、膨張する医療費に一定の歯どめをかけるために、来年度、各都道府県に後発医薬品利用促進協議会をつくるという報道がなされておりますので、推移を見たいと考えております。

次に、3)の成人病予防のための取り組みをどう強化するかということでございますが、生活習慣病予防のことでございますが、国においては、膨張する医療費をいかに抑制するかということで、平成20年度から、全国的に40歳以上の方を対象とした生活習慣病予防のための特定健診と受診後についての保健指導を徹底することを各保険者に義務づけをしました。保健指導につきましては、審査結果に基づき3ランクに分類された受診者をそれぞれの生活スタイルに合わせた形で行うということになっておりますので、現在以上に生活習慣病の予防と医療費の抑制について効果が上がると期待しているところでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 大変時間がないのであれなんですが、まず、教育長ね、幼稚園の4歳児、5歳児15人ずつになるというのは、自然発生的に来るものではないと思うんです。やはり町が努力をして、さっき私が申し上げましたように送迎をすとか、私立の幼稚園にお願いすとか、そういう形で成田の園児を確保するんだという構えがないとやはりこれは絵そらごとで、実際はもう廃園だというふうに我々とはとらえざるを得ないわけです。もう少しその辺の取り組みが重要だと思いますので、どのような取り組みを考えているのかがあればお知らせをいただきたいというふうに思います。

自殺防止策については、これは今後、きょうは時間もございませんので、引き続き具体的施策の提供を次の議会から細かく提案をしていきたいと思っております。これは非常に抽象的で中身は余り感じられませんが、今回は時間がないのでこの辺にしておきたい。

4番の国保税、これがやはり一番大事な問題です。私は先日、福島でアメリカの医療状況を描いた映画「シッコ」の試写を見てまいりました。10月6日から、福島のフォーラムでは最低でも2週間フィルムを確保したということでございますが、この映画が今、物すごいヒットをしているんですね。東京で8月25日に封切りになりました。普通、映画というのは、1週目の観客動員の100%、2週目があれば大ヒットなんだそうですね。75%だったら中のヒットだということですね。それがこの東京では、2週目、130%を記録していると言います。物すごい高い支持を呼んでいるのは、豊かな社会アメリカの医療が今どうなっているのか。

日本は、限りなく今、そのアメリカの医療制度に近づいているのではないか、こういう人が危機感を持って医療関係者などを中心に見ているのではないか。私もある開業医に誘われて行ってまいりました。新幹線最終、福島23時41分、これで帰ろうということで行ったんです。台風だったものですから、車で行かないで行った。そうしたら、もうおもしろくてやめられない。とうとう福島に1泊して映画を見ました。1泊で映画を見に行ったというのは初めてでございます。本当に息もつかせないくらい、今、アメリカの医療の状態がいかにか病んでいるか。そしてまた、ほかの国、西ヨーロッパあるいはカナダなどと比べていかにひどいものかということ余すところなく措いておりました。日本は非常にそれに近づいているということをこの映画で印象づけられたわけです。

私たちのこの前の議会の初日に監査報告がされました。その中で監査委員の中西さんは、非常に重要な一つの審査意見を申しております。平成18年の国民健康保険税の収納率は前年度比0.12ポイント悪化、不納欠損額を含む収入未済額は1億9,861万円と、調定額の32.35%を占めるに至っているというんですね。3分の1近い国保税が入ってきていないんですね。これはもう大変なことです。やはりもっと本気になってこの問題を考えていかないと、私は大変なことになるのではないかと思うんです。

私は、今、民主党なども年金の一元化などと言っていますけれども、私は医療保険の一元化こそ先にやってもらいたいと思うんです。なぜかという、今の答弁にもあったように、少しも医療費を下げるために本気になってくれない、職員の皆さんは。なぜかという、あなたたちの保険は違うんですね。市町村共済組合という所得のいい人たちだけで払っているグループの非常に豊かな財政の医療保険なんです。そういう意味では我々と全く違うんですね。だから、何かそういう意味でちょっと及び腰なのかなと。開業医に気を使ってそれはできないなんていう悠長なことを、税を負担している町民は許してくれるでしょうか。本当に切実に大変だ。私は、この32%の国保税を納められない人というのは、わざと納めないのではないと思うんです、滞納すれば大変な滞納利息がかかってどんどん膨らんでいってしまうわけですから。そして、医者にもかかれないんですね。その証明書ももらっていけば10割負担です。完納したら、その7割は後から払いますなんていうシステムなんですね。それにもかかわらず32%の人がこの国保税を納められないという事態を、やはりもう少し行政に携わる人々は真剣になって、医療費を安くするためにどうするべきかというのをもう少し頭を絞って考えていただかないと、町民はますます苦しくなるばかりだと。私は、本当に、今度国会議員に行き会ったら言わなければならないと思うんです。年金よりも医療保険と一緒にしてください、役場の職員も農家の人たちもみんな同じ医療保険にしてくださいと私は申し上げたいんです。

本当にひどいです、この国保税の金額の多さというのは。いろいろ矛盾がございますよ。

私も前にそういう経験があるんですけども、議員報酬を25万円もらえるんですね。私は、高い、安くすべきだといつも言っているんですけども、この25万円の所得に対して、国保税に入っている人はそっくり所得が把握されて国保税を払っているんですけども、一般の政府管掌の場合は一銭も反映されないんですね。こういう不公平も、医療保険は、入っている方の職域とかなんかでいいんだからと、この辺も非常に矛盾ではないかと思うんですね。そういう意味でも、私は将来的には医療保険こそ年金の前に一元化すべきであるというふうに強く考えております。

もっともっと言いたいことはあるんですけども、このブザーは大変聞いている人の心臓に悪い、物すごい大きな音が出るので、私はこれでやめたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の再質問に対してお答え申し上げます。

今月27日に、成田幼稚園の保護者の方、さらには3歳児の保護者の方を含めた説明会を開きたいというふうに考えております。幼児の教育環境を踏まえてご説明申し上げて、保護者からご意見、ご要望をお伺いする予定にしております。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の再質問でございますが、国保税を安くするように取り組めということでございますが、先ほどご答弁申し上げましたが、町といたしましては、国・県等からの指導がある医療費削減につきましてはほとんどのものについては取り組んでいるという状況でございますが、今後取り組むとなれば、今、国の方で考えております来年4月から実施される後期高齢者医療制度のあり方と、特定健診ですか、40歳以上74歳までの方の特定健診を行うことによって生活習慣病を早期に介入して指導するというようなこと等考えられますので、これについて前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（仲沼義春君） 次に通告があります。5番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） おはようございます。

5番の根本であります。

私は、今までの一般質問の中で、前置きとして国政にかかわることの話を述べたことはほとんどなかったと思っております。しかし、今回の安倍総理の突然の辞任、日本中、いや、世界中が驚いたわけでありまして。最大の理由は病気と言われておりますが、もう少し説明責任を果たした方がよかったかと思っております。

さて、政治の世界では、古くから数のことが言われております。賛成多数とか、過半数とか、安定多数とか、そして絶対多数とかも言われます。民主主義の基本をなす多数決の原理を否定する人はいないと思えます。今年7月に行われた参議院選挙の前までは、野党は与党に対し、事あるごとに数の横暴、暴挙と批判をしまいいりました。しかし、参議院選挙後の野党は、その数を最大の武器にし、政策ではなく政局にしようとしているわけでありまして。まさに数の論理であります。このやり方に、私自身感心をしたり、あきれ返ったりしております。今、自民党の総裁選の真っ最中でありまして。マスコミ等でも連日取り上げられて、関心の高さを物語っております。どちらの方がどれくらいの票をとるか、興味深いものであります。

地方財政を取り巻く環境は暗いことが多い中、我が町でも明るいことがあります。中学生の陸上競技での活躍や少年の主張での活躍、いわゆる文武両道での子供たちの活躍を期待するものであります。また、9月14日に開通しました鏡石スマートインターチェンジもこれからの町づくりに大きな貢献が期待されると思っております。先日、県内の高齢者人口が発表され、我が町の高齢化率は、西郷村、郡山市に続き19.8%で、県内3番目の低さでありました。このこともこれからの町づくりに生かせるようになってお思います。

それでは、通告に従いまして、質問に移らせていただきます。

まず初めに、成田幼稚園の休園と地域のこれからについてであります。

成田幼稚園は、昭和44年に開園、昭和58年に移転をし、地域住民の交流の場とし、また、地域発展の中心となる役割を果たしてまいりました。しかし、入園児の減少から休園をするとのこと、そこで、以下のことについてお伺いするものであります。

休園にした場合の財政上のメリットはどれくらいあるのか。

2) 休園ではなく統合廃園と説明をした方がよいのではないかと。つまり、住民や保護者の方に対し、いつか復活するのではないかと期待感を持たせるということはいかがなものかという意味からであります。

3つ目として、年6回、成田幼稚園では「なかよしだより」が発行され、回覧板として地域への情報を提供されており、その役割は非常に大きいものがあります。休園となった場合、このような地域とのかかわりはこれからどうなるのか。

4番目として、地域の行事との新たなかかわり方。今、行政区と幼稚園では運動会等もやっておりますけれども、そういうような新たなかかわり方ができると思うか。

5) 休園した場合の建物等の利用はどのようにするのか。また、管理も含めてどのように持っていくのか。

次に、今の成田幼稚園の質問と相反することになるかもしれませんが、長期的なことから質問いたします。

これからの幼稚園教育のあり方についてであります。

これからの幼稚園のあり方としては、公立から私立へと移管している市町村が多くなってきております。国・県等の施策もそのような方向に向いているというようにも思っております。我が町の第2次行政改革では、保育所、幼稚園の一元化と民間委託とあります。第4次総合計画の中では、私立幼稚園の振興と預かり保育の充実と3年保育を検討するとあります。これでは、町立を方向づけていくのか、あるいは私立の方を重要視していくのかがなかなかわからないというようにも考えております。将来どのような方向に進めていくのか、お伺いいたします。

また、町立と私立の保育料の保護者負担は、私立への補助等を含めた場合、その差はどれくらいあるのか。

次に、3つ目の質問であります。

財政の分析についてであります。

総務省は、地方自治体に対し、新たに歳出比較分析表なるものを2006年度の決算分から導入すること、つまり、今やっております決算の年度からであります。以前に実質公債費比率等が週刊誌などに載り、各自治体が色めき立ったことがありました。数字は結果であります、数字のひとり歩きもあるわけであり、つまり、その数字の中に説明が出てこないわけであり、

そこで、以下のことについてお伺いいたします。

1) 歳出比較分析表とはどのような表なのか。

2) 同規模の自治体と比較とあるが、何を目安として比較するのか。財政か人口規模か、あるいは面積か。

3) 既に導入されている財政比較分析表、今回の歳出比較分析表、それに2008年度から導入予定の地方財政健全化法、4つあります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それに将来負担比率、これらでは町の財政とかがどのような方向に見えるのか、お伺いします。

これで第1回目の質問を終わります。

議長(仲沼義春君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本議員の質問に対してお答え申し上げます。

1番の成田幼稚園の休園と地域のこれからについてという中での、1)番、休園による財政上のメリットでございますけれども、13番議員にご説明申し上げましたとおり、臨時職員3名の人件費約600万円、それに管理経費約80万円、合わせて680万円程度の削減と考えております。

2)番の成田幼稚園の休園ではなく統合廃園と説明をした方がよいのではという質問でございますけれども、今後の成田地区の園児数の動向、さらには来年4月に開園する民間の認定こども園を含む民間の動向などから、一定期間は様子を見たいということで休園とするものでございます。

3番目の成田幼稚園が地域情報として回覧している情報紙についてということでございますけれども、幼稚園の様子については、鏡石幼稚園においても園だよりを発行しております。また、私立幼稚園においても同様のものを発行しておりますので、園児を通してお知らせができるものと思っております。

4番の地域の行事との新たなかかわり方についての質問でございますけれども、これまでの成田幼稚園と地域との良好なかかわりについては十分理解しておりますが、成田地区の園児で考えますと、4、5歳児の約半数近い子供たちがほかの幼稚園などに通っている状況でもあります。地域の中で全体がかかわるような行事が開催されることを期待したいと思っております。

5)番の休園後の園舎等の利用についてでございますけれども、園舎については、昭和58年に建設されまして25年が経過しております。また、旧二小体育館については、昭和41年に建設され40年が経過し、老朽化も進んでいる状況であります。休園後の利用についてはまだ決定しておりませんが、早い時期に決定してまいりたいと思っております。

なお、利用等が決定するまでは必要最小限での維持管理をしてまいりたいと思っております。

次に、大きい2番のこれからの幼稚園教育のあり方についての質問でございます。

今後のあり方として、町立のまま進むのか、私立へシフトするのかという質問でございますけれども、現在の町内の幼稚園については、町立2園、私立2園がありますが、幼稚園については、心身の健康、人とのかかわり、身近な環境とのかかわり、言葉や表現の仕方など、集団生活の中で生きていく力の基礎を身につける大変重要な時期を過ごすところでございます。町の第2次行政改革では、保育所、幼稚園の一元化と民間委託を掲げ、町の第4次総合計画では、私立幼稚園の振興と多様な保育時間等の検討を掲げております。このようなこと

から、今後、社会情勢の変化、さらに保護者の考え、また、私立幼稚園の動向などを踏まえて、一番望ましい方向性を決定したいと考えております。

次に、町立と私立の保育料の保護者負担についてでございますけれども、私立幼稚園2園の平均保育料については年間18万3,000円でございます。町立幼稚園では年間4万8,000円でございます。

次に、私立への就学援助費補助後の保護者負担の公立と私立の差はどのぐらいかということでございますけれども、就学援助費は所得によって異なっておりますので一概には比較できませんけれども、就学援助費補助後の私立幼稚園2園の平均では約10万6,000円でございます。町立幼稚園では平均で約4万8,000円となっております、その差額は6万1,000円となります。

私の説明は以上でございます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員のご質問にお答え申し上げます。

私からは、3の財政の分析についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1)の歳出比較分析表とはどのような表かについてでございますが、平成18年度決算分から、総務省は、地方自治体の歳出の状況を分析し、住民にわかりやすく提示するものとして、歳出比較分析表を新たに作成し、公表することとなっております。分析の内容としては、経常収支比率分析、経費分析の2本立てとなっております。経常収支比率分析では、経常収支比率のうち、人件費分、物件費分、扶助費分、繰出分等8指標それぞれについて地方公共団体と当該団体の類似団体の時系列データを総務省において算出し、各地方公共団体に提示するものでございます。また、経費分析では、人件費、公債費、普通建設事業費の詳細について、それぞれの経費に準じるものを含めて算出し、データを提示するものでございます。

次に、2)の同規模の自治体と比較とあるが、何を目安にするかについてでございますが、同規模の自治体とは類似団体のことではないかと思えます。

なお、類似団体とは、比較検討の資料を提供するため、総務省におきまして、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことであり、類似団体別市町村財政指数表において、類似団体ごとに最新の決算結果に基づく標準的な財政指標が示されてございます。現在、類似団体の類型は、市及び町村別に、団体の人口及び第2次、第3次産業人口比率を基準といたしまして、35のグループに設定されてございます。

当町におきましては、人口1万人以上1万5,000人未満、第2次及び第3次産業人口比率が80%以上で、かつ第3次産業人口比率が55%未満のグループに分類されまして、当町と

の類似団体は全国で77団体となっております。

次に、3)の既に導入されている財政比較分析表、それに2008年度から導入予定の地方財政健全化法、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率では何が見えてくるかとの答弁を申し上げたいと思います。

まず、地方財政健全化法についてご説明したいと思います。

この法律は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すためのものがございます。これまでの再建制度は、一般会計を中心とした普通会計の赤字比率等で健全度を判断しておりました。しかし、一部の自治体や第三セクターの財政破綻を機に制度が見直されまして、平成20年度の決算から、特別会計や第三セクターなど自治体の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に、4つの指標を用いて健全度を判断することとなったものでございます。つまり、4つの指標により、その自治体の財政の健全度が見えてくるものと考えております。この4つの指標は、毎年、監査委員の審査と議会の報告を経まして公表することとなっております。また、それぞれの指標が一定の基準を超えますと、財政悪化の度合いに応じまして、それぞれ健全化を目指す計画として、財政健全化計画、財政再生計画を策定することとなります。

次に、この4つの指標についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、実質赤字比率についてでございますけれども、こちらは、毎年度の収入に占めます一般会計赤字の割合でございます。次に、連結実質赤字比率でございますが、こちらにつきましては、毎年度の収入に占めます全会計の赤字総額の割合でございます。次に、実質公債費比率とは、過去3カ年の平均の公債費負担が適当かどうか、地方債発行の適量を判断する指標でございます。公債費に充てられる一般財源の額が標準財政規模に対しどの程度の割合を占めているのかを示す比率でございます。経常収支比率とともに、財政構造の弾力性を見る上で重要なものとなっております。最後に、将来負担比率でございますが、毎年度の収入などに占める、自治体が将来負担する可能性のある債務の割合でございます。

なお、総務省におきまして、指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準、財政再生基準等を内容とする政省令を今年中に整備する予定であります。

以上で答弁いたします。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

まず、成田幼稚園の休園と地域のこれからについてであります。

いろいろと保護者の方の意見を聞きますと、今までの休園になるまでのPTAの方々に対

する説明がやはり不足しているとは思っております。経過をたどってみますと、7月にPTAの役員への説明があったと。そのときには休園になると決定したような話だったと。その後、8月に議会、同じく8月末に成田行政区の代議員の方に説明をしたと。先ほどの教育長のお話にもありましたように、9月27日に3、4歳児の保護者への説明をします。つまり、保護者への説明が一番最後になっているわけでありまして。本来でしたら、PTAの役員の方、あるいはすぐに保護者の方全員に説明をして、このような方向でいきます、いきたいですというような案を示していくのが本当ではないかなというようにも考えておりますけれども、一般の保護者には27日に説明すると。幼稚園を形成しているのは園児と保護者である。一番説明をしなければならない保護者の方に説明が後になるというのは、これは順序が逆であると私はそう思っております。だから、保護者の方の不満というものが出てくるわけでありまして。

第2次行革プランの中には、幼稚園の休園という文言は入っていないんですね。成田幼稚園の複式学級化、年中、年少クラスを要するに1クラスにと、今やっておりますけれども、そのような方向にいくけれども、休園ということはこの集中改革プランの中には入っていない。これは、いつ、どこで決まって、親に休園という説明を、決定したような休園という言葉が出てきたのか、このことについてお伺いしておきたい。

あと、当然休園という話ですとできていますので、成田幼稚園の来年度の園児募集は多分かけないのかなと思うんですけども、これはどのような方向でいくのか。

あと、休園という話が唐突に出てきたのではなくて、保護者の方と相談して、分園という方式はとられなかったのか。例えば鏡石幼稚園成田分園、そういうような方式も私はあると思うんです。そうすれば、いきなり休園という話ではなくて、段階を経て、いろいろな方法をしたけれどもどうしても幼児が集まらないというのだったら何年後には休園とか廃園とかということも考えられると思うんですけども、いきなり休園になりましたから、この方向で進んでくださいというのでは、やはり保護者あるいは地域の方に対して私は失礼であると思います。それは行政側の判断は確かに、財政上680万円浮くというふうな話なんですけれども、それだけで進めていいのかというようにも考えておりますので、その分園のこと、今、私立幼稚園は来月いっぱい募集していますので、その後に公立、町立の幼稚園の園児募集がかかるとは思いますけれども、その辺をはっきりしないと親もやはり不安だと思うんです。成田が本当に休園になるというのなら、では、来年度、今の年少組がどこに行けばいいのかという親の不安もあると思うので、早目にこういうふうな対応とか、そういうものはすべきであるというふうにも思っているんですけども、実際ここまでできてしまったので、あとこれからどうするかは保護者と教育委員会あるいは地域とのいろいろな話が出てくると思うんですけども、今言ったように、経過の中の説明の順序が逆というのと、あと、休園とい

うのがどこの段階で出てきたのかなと。あと、今言った、休園ではなく分園という形はどんなのかなというふうに思いますので、答弁の方、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、先ほどの1回目の質問の中でも、成田幼稚園の存続と2番目のこれからの幼稚園教育のあり方とちょっと矛盾する話ではないかなと自分でも思っておりますけれども、これは一、二年間の話ではなくて、もう少し長い、将来的な幼児教育のあり方を考えた場合には、やはり町立と私立は分けて、ダブらない形で進んでいくべきだと。先ほど認定こども園の方を見て、それから休園が再開されるかどうかも見きわめなければならないというような答弁がありましたけれども、場所等の分離はされますけれども、今、ゼロ歳児、2歳児を町でやっていますけれども、それは当然民間ができて、来年度から認定子ども園の方で60名もの枠があるわけでありますので、そちらの方に移してもいいのではないかなと、私はそう思っております。だから、幼稚園の方も保育所とタイアップして、保育所が満杯だから入れ物をつくるのではなくて、やっぱり保育所の上の人らはなるべく幼稚園にはいってもらう。一番は親の都合ですけれども、やっぱりそれは行政として願ひする。あるいは私立幼稚園の方にもダブらない形でできると思うんですね。全国的には私立幼稚園の方向にシフトしている、その方が子供たち、幼児教育をやるのにはいろいろな幅広い感覚での話が、あるいは教育ができるという行政の判断があってそちらの方向に振り向けてきているのではないかなと、財政だけではなくて。私は、私立の方に行けば財政的なことは多少はふえるかもしれませんが、柔軟な、これからの時代に合うような子供たちの教育をするには、やはり私立の幼稚園の方に公立が向けていってもいいのではないかなと。

この前の予算の中で鏡石幼稚園の増築がありましたけれども、私も流れからいうと、やはりあれはちょっと待った方がいいのではないかなという考えもありました。しかし、1億二、三千万円の補正でありますので、それだけ反対するとほかの1億円の補正が反対という形になるので、非常にづらい判断でありましたけれども。それは一つは、私は、町立幼稚園がもし将来的に私立幼稚園にふるといった場合でも、建物とか、それが残れば、それはそれで利用できるのかなというふうな判断もしてこの前の予算の賛成になったわけであります。そちらもあるので、第2次の改革のあれと4次総合のあれとの整合性もやはり必要ではないかなというふうにも思うんですけれども、その辺も含めてお伺いをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本議員の再質問に対してお答え申し上げます。

最初に、成田幼稚園の20年度からの休園について、保護者に対する説明が不足しているのではないかなというようにございませぬけれども、実は、順を追って教育委員会としては考えて、教育委員会の定例会、そのほか職員組合とか、それから校長、園長会議等で説明を申し上げてきたわけですが、最後に今月の27日に保護者全員に対する説明会ということで、言ってみればそれが説明不足ということなのかなという気はしますが、いろいろ準備を進めていく中で、こういう順序で進めた方がいいのではないかなという考えでやってきたものから、そういう形になっております。

それから、幾つかあったんですが、保育所の4歳児、5歳児について、幼稚園に転出といひますか、そういったことを勧めてはどうかというようなことございませぬけれども、今までの保育所の募集に当たって、そういう形での書類として残しておりませぬので、これからの保育所、新たな保育所の募集に当たっては、当初から4歳児、5歳児については幼稚園に行っていただくことを勧めるということを検討したいというふうに思っております、促すということになるかと思ひますけれども。

それから、行革との関係の中で、休園がどこの時点で出てきたのかということございませぬけれども、第2次行革が進められておりまして、これが平成18年度から22年度までの計画で進んでおることはご存じだと思ひますけれども、その中で、副町長、それから私、教育長、それから関係課長を含めた集中改革プラン特別推進プロジェクトというチームを編成しまして、それぞれの課の担当する項目について検討しまして、教育課としては幼稚園について休園をしていきたいということをご説明申し上げております。ただ、このプロジェクトすべての文書としてはまだ成立しておりませぬので、そのうちでき上がるのではないかなと思ひますけれども、その中で、教育委員会としては、幼稚園については、さまざまな教育効果、幼児の教育効果を考えると、休園をして、その子供たちにほかの幼稚園に行っていただくことによって教育効果を上げたいということをご説明を申し上げまして、プロジェクトの検討された中身になったということございませぬ。

私の方から以上で答弁とさせていただきます。

〔「分園について」の声あり〕

教育長（佐藤節雄君） 分園ということございませぬけれども、分園ということで、今現在は、鏡石の幼稚園、それから鏡石の保育所については子供たちの送り迎えというのをしておりませぬで、保護者による送迎をしておりますので、なかなか分園というものは非常に難しいだろうなというふうに思っております。

それから、幼稚園と保育所の一元化、それから民間委託の検討というのが行財政改革の中では位置づけされておりました、それに基づいてさまざまな検討を今加えておりますけれども、来年、20年4月に、先ほど申し上げましたように認定こども園が鏡石の第1号としてで

きますので、その辺の動向を見ながら、またさらに検討を加えるということになるかと思
います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の再々質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 再々質問をさせていただきます。

休園の話は上層部の方で決まったという話みたいですが、先ほど言いましたように、
第2次行革大綱の私らに説明した中の文章は22年度で入っていますけれども、22年度まで
にはそのような休園の黒丸もないということ。政治でありますので、いきなりぱっと来
るということもあるかと思えますけれども、やはり計画ということについて、行革をやって
いくのなら、当然ここに例えば20年度とか21年度に休園とか何とかという矢印というか、
印が入ってもいいと思うんですけれども、何も入っていないからいきなり出てきたのかなと
いうふうにも考えるわけありますので、その辺もう一度説明をお願いしたい。

あと、分園の話なんですけれども、私、分園というと、私から考えると、例えば今の年
少組が8名ですね。その8名の子供たちを来年度1年間だけでも分園として残してそこに置
いたら、そんなに財政上のあれはないのではないかなと。そうすれば、話がいきなりきて、
いきなり決まったと。これだから親には納得してくれといっても、やはり今出たものをすぐ
保護者の理解というのは、なかなか私は得られないと思うんです。行政で決まったからこう
だと。そうではなくて、あくまでも休園という形にこだわると。来年度も再来年度も休園に
するというふうなあれだったら、1年間だけでも下だけ置いて、そのまま20年度いっぱい置
くという方法も考えられるのではないかなと思うんですけれども、改めてその方式がとられ
ないかどうか、ちょっとお伺いします。

1回目の質問の中で、「なかよしだより」でありますけれども、それに対して、それは私
立も鏡石もやっている、私は問題はないと思うんです、そうなれば。しかし、中身だと思
うんです。ただ幼稚園の知らせだけだったら、別に幼稚園の出来事を行ったものを出してい
ればいいわけだから、保護者に。ところが、先ほど言ったように、地域と一緒にずっとやっ
てきた。14年前からは幼稚園単独で、幼稚園が行政区を引っ張って運動会をやっていたけれ
ども、そうではなくて、今度は幼稚園と成田行政区が一緒になってやるというふうな、要す
るに園児が少なくなったというようなこともあって主催者が両方やると。前は幼稚園が主催
で行政区がこれに参加していたけれども、人数の関係があると。そういうふうなコミュニテ
ィーをつくってきた場があるわけです。それを簡単にぱさっと切るというのは、やはり地域
コミュニティーを重要視している執行の施策とは言えない。そっちの方から見ると逆行して

いるのではないかなと私は考えるんです。

だから、それにかわるものは何かというと、なかなか難しいと思うんです。逆に言えば、地方と都市とかといろいろ言いますけれども、同じ鏡石の中で、狭いですけれども、ここが中心部だと。そうすると、成田の方は地方かと。だったら、そっちを切り捨てるのかというふうなへ理屈も出てくるわけですね。だから、そういうふうなことはやはりよほど考えて、地域の人々の理解とか、あるいは保護者の理解を、何回も言いますけれども、理解を得るためには努力しなければならない。そうしないと、説明責任、さっき言いましたけれども、安倍総理みたいに説明責任がなくてぱたっとやっさと、悪く考えるとね。やはり「なかよし」の中身、教育委員会にも多分いっていると思うんです、これは。そうすると、やはり地域の人らと一緒に活動していることを地域に、これは回覧として回しているわけです。それによって、子供らとその地域の年寄りも含めていろいろな交流ができて地域がまとまっているなど。地域コミュニティーがうまく機能しているなどということがあるわけでありますので、その理解を得るといのは確かに難しいかなと思うんですけれども、分園での1年間、それによって途中で変わって、また、再来年度で子供たちが多くふえそうだなと思っても、分園のままに残してもいいのではないですか。別に成田幼稚園ではなくて鏡石幼稚園成田分園とすれば、管理職は要らないわけですから、臨時の人1人ぐらいは必要かなと思うんですけれども、そういうような方向をぜひ検討して、27日の説明会には、親が本当に教育委員会はこの成田幼稚園の子供たちとかをいろいろ考えてくれているんだなというような説明をすることを期待して質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本議員の再々質問についてでございますが、分園構想というようなお話もありまして、22年度まで休園しないでほしいという要望もありましたけれども、私どもの考える幼児教育というのは、先ほど何回も説明しておりますけれども、非常に幼児を取り巻く教育環境というのが変わってきておりまして、それにふさわしい教育環境を整えてあげるといのも私たちの役割だというふうに思っております。その中で、今回こういう休園というふうな考えを示したわけでございますけれども、保護者の皆さんもさまざまな要望もあらうと思えますし、過日、そういう聞く会も設けました。今月27日、来週でございますけれども、保護者、3歳児、それから4歳児の保護者を含めて保護者の方々から、先週要望を聞いたときにもお話ししたんですが、27日に皆様のご意見、または今回の休園についての要望等がありましたら何なりとおっしゃっていただきたいということをお話ししましたので、その中で、さまざまな意見、要望などもお伺いしたいというふうに思っております

ので、そういう意見を総合的に考えながらいろいろと実施してまいりたいというふうに思っています。

それから、園だよりについては、相当な工夫といたしますが、知恵を出さないとなかなか大変だろうというふうに思っておりますので、教育委員会、それから鏡石幼稚園、それから私立幼稚園の方にもお願いをしなければならないので、ハードルが相当高いような気がしますけれども、相当の工夫を重ねながら実施に向けて検討を加えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午前11時47分

開議 午前11時54分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、審議をいたしました。

先ほど一般質問が終了いたしましたので、議事日程について変更がございますので、ご報告させていただきます。

第2回鏡石町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕、平成19年9月18日火曜午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。先ほど終了しております。

第2、認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について。

第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上でございます。

そのようにしまして、繰り上げて続けて議事日程を進めていきたいと思いを。よろしくご承認をお願いいたします。

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長報告（認定第1号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔決算審査特別委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（決算審査特別委員長 今泉文克君） 18年度の各会計決算審査委員会に付託されました内容について報告いたします。

平成19年9月18日鏡石町議会議長、仲沼義春様。平成18年度各会計決算審査特別委員会委員長、今泉文克。

平成18年度各会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成19年9月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順で読み上げます。平成19年9月11日火曜日、午前10時、午後4時55分、委員全員、議会会議室。平成19年9月12日水曜日、午前10時、午後5時20分、委員全員、議会会議室。平成19年9月13日木曜日、午前10時、午後2時15分、委員全員、議会会議室。説明者。町長、副町長、教育長、課長、グルー

プ長、担当職員。

付託件名。認定第1号 平成18年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成18年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成18年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、課長、グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は、お手元に配付の別紙のとおりでございます。平成18年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成18年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計の11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

本歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、認定第1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、
採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） 第2回町議会定例会のうち、請願・陳情について報告をいたします。

平成19年9月18日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成19年9月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第88条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成19年9月10日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前11時50分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室、説明者、税務町民課長、総括主幹兼税務グループ長、主任主査。

付託件名。陳情第1号 後期高齢者医療制度の充実を求める陳情。

審査結果。陳情第1号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第1号は、担当課の意見を聞き、審査の結果、挙手多数により採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

陳情第1号 後期高齢者医療制度の充実を求める陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択とすべきものであります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第4、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 1時15分

開議 午後 1時16分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（仲沼義春君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加して議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加して議題とすることに決しました。

意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第6、意見書案第1号 後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題

を解決するための意見書（案）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 平成19年9月18日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題を解決するための意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第1号 後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題を解決するための意見書（案）。後期高齢者医療制度が明年4月1日より施行されるが、当事者とその家族や関係者から強い不安の声が出されている……

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） ただいま朗読省略の声がありますので、朗読を省略させていただきます。

以上によって、福島県及び後期高齢者医療広域連合においては、その新制度に対する県民の不満・不安・危惧を解消するため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

- 1 福島県は事務経費を含め、広域連合に対する財政措置を講ずること。
- 2 高齢者に対する医療を現行より劣悪化させないよう配慮すること。及び国に対して「包括定額制」を実施しないよう要求すること。
- 3 保険料の設定にあたっては、後期高齢者の生活実態を踏まえ、支払可能な金額とすること。
- 4 保険料について、広域連合独自の減免基準を設定し、減免措置を実施すること。
- 5 保険料滞納者は、資格証明書発行交付の対象とされるが、分納せざるを得ない場合についても「特別な事情」として認めること。
- 6 被保険者が75歳になると、その被扶養者が75歳未満の場合には、国保の保険料を負担することになるので経過措置を設けること。
- 7 高額医療費の窓口負担を軽減するため、申請償還ではなく自動償還となるよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月18日、鏡石町議会。福島県知事、佐藤雄平様。福島県後期高齢者医療広域連合長、瀬戸孝則様。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認め、直ちに採決を行います。

意見書案第1号 後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題を解決するための意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、意見書案第2号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 朗読をもって提案理由の説明とします。

平成19年9月18日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第2号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）。本町の道路網は、国道4号及び118号をはじめ県道などが基幹道路として位置づけされているが、未整備道路が多く交通渋滞が慢性的な状況であり、一刻も早い整備が望まれている……

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（根本重郎君） 今、省略の声がありましたので、以上、地方自治法第99条の規定によ

り意見書を提出する。

平成19年9月18日、鏡石町議会。衆議院議長、河野洋平様。参議院議長、江田五月様。内閣総理大臣、安倍晋三様。財務大臣、額賀福志郎様。総務大臣、増田寛也様。国土交通大臣、冬柴鐵三様。経済財政政策担当大臣、大田弘子様。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認め、直ちに採決を行います。

意見書案第2号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

第2回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり同意議決を賜りましてまことにありがとうございました。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

実りの秋、読書の秋を迎え、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第2回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時26分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年 9月18日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 柳 沼 俊 行

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 木 原 秀 男

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	2
報告第 12号 専決処分した事件の承認について.....	2
認定第 1号 平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について.....	5
議案第 5号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第3号).....	6
議案第 6号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号).....	9
議案第 7号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号).....	11
議案第 8号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号).....	13
議案第 9号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号).....	15
議案第 10号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号).....	17
議案第 11号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて.....	19
議案第 12号 特別功労表彰につき同意を求めることについて.....	20
諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて.....	21
請願・陳情文書付託表.....	22

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第12号	専決処分した事件の承認について	19.9.7	承認
認定 第1号	平成18年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	19.9.18	認定
議案 第5号	平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)	19.9.7	可決
議案 第6号	平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	19.9.7	可決
議案 第7号	平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)	19.9.7	可決
議案 第8号	平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	19.9.7	可決
議案 第9号	平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)	19.9.7	可決
議案 第10号	平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)	19.9.7	可決
議案 第11号	教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて	19.9.7	同意
議案 第12号	特別功労表彰につき同意を求めることについて	19.9.7	同意
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	19.9.7	同意
意見書案 第1号	後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題を解決するための意見書(案)	19.9.18	可決
意見書案 第2号	道路特定財源の確保に関する意見書(案)	19.9.18	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第1号	後期高齢者医療制度の充 実を求める陳情		岩瀬・須賀川地 方高齢者運動連 絡会 代表 小針 喜夫	総務文教 常任委員会	採 択